

平成29年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は、18名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので御了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、津村俊二議員、第9番、田中陽介議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりでありますので、順次発言を許します。

それでは、通告第9号、第1番、東郷克己議員。

○1番(東郷克己君) おはようございます。

1番、新誠会、東郷克己です。どうぞよろしく願いいたします。

先般の市会議員選挙におきまして、多くの皆様の御支持をいただき、こうして質問の機会を得ましたこと、まず心から感謝を申し上げます。

そして、初心を忘れることなく、この職務を全うしてまいりたいと思っておりますので、改めましてどうぞよろしく願いいたします。

さて、少子高齢化の波がひたひたと押し寄せ、市の長期展望に陰りが見え始めています。私は先般の選挙を通じ、まだ市に気力、体力、活力がある今こそ20年先の野洲を見据え

た事業に取り組むべきであると訴え、御支持をいただきました。当選後初の質問に際し、野洲市の将来のため必要と思われる施策についてお伺いいたします。

まず、教育について伺います。

人は城、人は石垣、人は堀、有名な武田信玄の言葉です。情けは味方、あだは敵という語句がこの後に続くことから明らかなように、信頼関係や、それに基づく人材登用など、組織運営を意図した言葉とされていますが、私はそのまま人材育成、すなわち教育にも当てはまると考えております。市の発展は、突き詰めて言えば、人、人材にかかっていると言えます。こうした観点から、野洲市の将来に取り組むべき第一は教育であると言えます。

そこで、野洲市の教育方針の根幹は何か、また教育の特徴あるいはそれぞれの学校での特徴的な取り組みがあればお伺いしたいと思います。教育長、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷克己議員の教育方針と特徴についてお答えいたします。

教育は国家百年の大計とも言われますように、人材育成、とりわけ長期的視点で人を育てることは、今ほど東郷議員がお話しされましたように、大変重要なことであると考えております。

野洲市教育委員会では、「愛と輝きのある教育のまち・野洲 一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学びあう ひとつづくり・まちづくり」を教育の基本理念に掲げて、子供から高齢者までが、思いやり、優しさ、いたわり、この3つの愛の心を持ってかかわり合いながらさまざまな活動に取り組むことで、笑顔と元気、自信や誇りなどの輝きを創出する教育を進めております。

学校教育におきましては、本市独自の元気な学校づくり事業としまして、各学校が創意と工夫を生かした特色ある教育活動に取り組んでいただいております。これは子供たちが将来の夢や希望を持てるような体験学習を中心に進めているものでございます。幾つか例を挙げますと、篠原小学校の篠原もちの栽培や篠原焼き陶芸体験、あるいは三上小学校の三上山登山、中主小学校のびわ湖環境学習としてのヨシ植えなどがあります。

また、教育委員会といたしましては、こうした教育活動を保障するために、市単独で50名の支援員を各学校に配置しております。例えば教室などで子供たちの学習をサポートする多くの支援員、子供たちだけでなく保護者さんの相談にも乗る心のオアシス相談員、

家庭や地域と学校を結ぶスクールソーシャルワーカー、また日本語指導員などの配置で  
ございます。

さらに、本市では以前から中学校区を母体に幼・少・中学校の連携を図り、創意工夫を  
凝らした取り組みを進めています。特に、中主小学校と中主中学校では、キャリア教育を  
柱に置きながら子供の9年間の学び、そして育ちを育む手立てを考え、教職員が一緒に研  
究会を開くなどして連携を深め、小中一貫教育を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

長期的な視点での教育、愛と輝き、一人一人が大切等々、心に残る言葉もお聞きできま  
した。心強く思うとともに、さらにそうした視点で進めていただきたいというふうに思っ  
ております。

私自身は、人が成長する上で感動や感激を重ねることが非常に重要ではないかというふ  
うに考えております。そうした意味で、部活動やスポーツ少年団等の活動も非常に重要な  
部分ではないかと思っております。それぞれの学校あるいはスポ少等で熱心な取り組みが  
されているところではありますけれども、教育委員会、また市としても、これらもバック  
アップしていただけるように御要望をさせていただきます。

また、後半に幼・小・中の連携のお話がありました。先般、地元の中学校でもこのよ  
うな点についてのお話を少し聞かせていただいたところでございますが、まだ模索しなが  
らの段階ではありますので、そうした意味でも市としての、あるいは教育委員会としての  
バックアップをお願いしたいと思います。その点についての御見解をお伺いできればと思  
います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 幼・小・中学校の連携につきましては、保育園、こども園も入  
れまして、各中学校区ごとにそれぞれ会議を持って日常的な連携をやっております。また、  
子供たちが、小学校におきましては中学校の部活体験でありますとか中学校の先生が小学  
校に授業に行くとか、こういうこともそれぞれの校区で始めておられますし、そういうこ  
とにつきましても教育委員会を中心に情報交換をして、さらに推し進める方向で支援をし  
ていっているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。引き続きバックアップをお願いしたいと思います。

次に参ります。

先ほどは教育について前向きな観点からお伺いをしましたけれども、続いて今日的な大きな課題であるスマートフォン、いわゆるスマホの問題についてお伺いをいたします。

地元の中学校では、毎年スマホについて専門の講師を迎え、生徒や保護者がともに参加して研修会を行っています。また、ことしは滋賀県PTA連絡協議会主催のスマホ会議が野洲市内で開催されるなど、学校やPTAでは啓発活動に努力しているところでございます。

一方で、アンケート調査によりますと、スマホの所持率は、家族との共用を含めると、1年生で90%、2年生で79%、3年生で77%と非常に高く、年々増加する傾向にあります。一般的な理解ですと、3年生のほうが多いと思われるところでありますが、この調査では1年生が一番多かったというのが特徴でございます。これらは滋賀県が全世代を通じたスマホの普及率が全国で1位であることや、さらに親世代に限れば、ほぼ全ての家庭でスマホを使用していることが影響していると思われれます。

こうしたスマホ使用の急速な広がりとは比例して、スマホを介して犯罪に巻き込まれる子供が過去最多となるほか、いわゆるLINEいじめなど、SNSを通じたいじめの問題など、これまでにない問題が発生しています。

私はスマホの問題を非常に深刻な問題と捉えています。その理由は、機器とシステム、アプリの技術が加速度的に向上している一方で、利用マナーやルールが確立されていないこと、若年層を中心に非常に無防備であること、世代間の意識、認知度が大きく異なり、最も大人の世代が子供たちの状況を知らないこと、あるいは最初からスマホを持った世代が親になる時代を迎え、スマホを手にする子供たちがますますふえていくことが予想されるなど、上げれば切りがないほどあります。

世代の違いをもう少し説明させていただきますと、ことしの秋口、幼・小・中のPTAの懇談会を行った際に、小学校のPTAの方が学生時代に公衆電話に並んで必死にポケベルにメッセージを送ったというようなこととお話しされたら、その下の幼稚園のPTAの方はポケベルというものを知らなかったということがありました。最初からその方は携帯電話を持ったということでございました。何が言いたいかといいますと、世代によって本

当に格差があるということでもあります。

スマホの普及に弾みがついたのは2010年と言われております。この時期に中高生であった人たちが既に二十前後となっており、早い人は親になり始めています。こうした状況を鑑み、スマホの問題については、家庭任せ、学校任せではなく、市としても大きな関心を持ち、取り組んでいくべき問題と考えております。具体的には、中学校での啓発だけでなく、小学校からの啓発や幼稚園などの保護者への啓発、さらにはさまざまな世代への啓発が必要と考えております。

念のためちょっと申しますと、私は規制という観点だけで申し上げているわけではありませんが、申し上げましたように、無防備な状態で普及が進んでいくことに危機感を持ち、そうした正しい使用法や危険度についての啓発について必要だと考えております。市長の見解と教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

東郷議員のスマートフォンの啓発に関する御質問にお答えをいたします。

スマートフォンは、今も御指摘のように、今ではもうかなり汎用の道具になっています。もともとは電話、そしてからパソコンの統合した進化形にして、今の世の中ではなくてはならないといえますか、日常レベルで生活の中に入ってきています。特徴としては、やはりつながっているということで、そこに問題があるのと、もう一つ、やはり中毒性といえますか、離れられないという、そこが今御指摘の危険性の部分であると思っていますし、一方ではそれが社会的には、いわゆるビジネスツールということで、なくてはならない仕事の道具になっています。現に、今一番活躍しているどこかの国の大統領はもうそれでしょっちゅう仕事をしているわけですから、もう国際的に欠かせない仕事上の道具になっているわけです。

そういう意味で、これからの子供たちがそれを使いこなすというのは、当然車の運転免許ですとか、今必要だと言われている語学等々といった手段であると思うんですが、そのプラス面をどう生かして、マイナスをどう防ぐのかということに関しましては、まずは市全体でというのはなかなか難しいので、やはり子供の段階からということですので、あと教育長にもお問いかけいただいておりますので、学校の場合、そして家庭の場合等々でやっただけのことをごきちっとやっていくということがまず大事だと思っています。

私の立場から言いますと、スマホだけに頼らないような子供たちの生活とか成長の場を

整えることが大事だと思っていまして、学校へのさまざまな、いわゆる行政からの取り組み、これも教育長紹介してくれましたように、余り外からといいますか、子供さん持っておられない保護者からは評価されていないんですけども、学校にさまざまな職種の人に入ってもらうとか、あるいは取り組みとして元気な学校づくりあるいは学校応援団、これもその一環ですけども、それと、私、就任したときに夏休みの学校のプールの再開を随分議論したんですが、補償が必要だったら保険掛けますよと。必要な支援員が要るのだったらということを行ったんですが、やはり難しいということもありまして、老朽化していたBGのプールを再開したのもそういうことです。

ですから、子供たちの活動の場をもっともっとつくっていく、あるいは機会をふやすということで、今年度もオペラ鑑賞の予算をつけていますし、そういったスマホだけが楽しいとかスマホだけに頼らなくてもいいというような子供たちの成長の場をいかに町の中で、まちづくりの中でつくっていけるかというのがまた私どもに課せられた、むしろスマホ対策ではないんですけども、ひいてはスマホだけに頼らない、あるいは万が一質の悪い情報に子供たちが接しても健全な判断ができる子供たちの成長を確保する道ではないかなというふうに思っております。

私からはこれをもってお答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員のスマホにかかわる教育についてお答えしたいと思います。

野洲市では、既に中学校だけではなく、全ての小学校でもスマホの正しい使い方あるいはその危険性について授業をやっております。ほとんど全ての学校が5年生か6年生ではやっておりますし、最近は3年生、4年生に向けてもそういう授業をする学校がぼちぼちと出てきております。

また、PTAにおきましては、ここ2年間で全ての学校においてスマホに関する啓発の研修をされておられます。さらに、各学区の青少年育成市民会議においても同様の啓発あるいは研修が行われておりますし、学校、保護者のみならず、地域住民の皆さんも含めた啓発活動が展開されておるといふふうに理解しております。

平成26年の総務省の通信利用動向調査の結果によりますと、滋賀県のスマホの所有率、これは所有率でございますが、全国第2位と。先ほど東郷議員がおっしゃったデータによりますと全国1位という、これは使用率ということですが、いずれにしても全国トッ

レベルのスマホというふうになっております。

そういう中で、今年度実施されました全国学力・学習状況調査、毎年4月に実施をされているんですけども、この調査におきまして、1日3時間以上スマホを使用している中学校3年生の割合が全国平均では25.3%です。それに対して滋賀県の平均は28.5%でした。これは県民の高いスマホ所有率を裏づける結果にもなっております。

しかしながら、野洲市の場合は、中学3年生の使用率は、これをはるかに上回って32.4%という非常に高い割合を示しております。国、県の平均を大幅に上回る結果となっております。このことから、スマホの正しい使い方だけではなく、市内の中学生におけるふだんの学校以外の余暇の過ごし方に大きな課題があると考えております。

教育委員会といたしましては、学校を通じた児童・生徒の情報教育や生活指導の推進とともに、保護者の皆さんや地域の皆さんとの連携、さらには警察や少年センター等々関係機関とも歩調を合わせて、スマホの使用啓発をこれからもさらに続けていきたいというふうに考えております。

また、先ほどお話ししましたように、本市独自の元気な学校づくり事業、あるいはきょうも、ちょうど今の時間ですね、もう間もなく始まるんですが、先ほど市長からありましたように、オペラ鑑賞というのを小学校でやっております。おとといはさざなみホールでやりまして、3つの小学校、きょうはこちらで3つの小学校、全てやっておりますが、こういうことを、できる限り興味、関心を、たくさんいろんな経験をさせることによって子供たちの感動体験を生み、スマホとかに依存しない日常生活が送れるようにというふうなことで、教育の中身を充実させることによって、できる限りスマホから遠ざけたいなというふうにも思っております。

以上、御理解願えたらというふうに思っております。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

市長の答弁、スマホだけに頼らないいろんな活躍、活動の場、あるいはオペラ鑑賞などを御紹介いただきました。引き続き力強く進めていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また一方で、教育長の御答弁にありました学力調査での3年で3時間以上の使用率というのは、私も数字も拝見しておりましたけれども、改めて伺い、非常にショッキングといえますか、な数字でございます。



こうした問題に関し、先ほど御紹介いたしましたスマホ会議、私も参加いたしましたけれども、その調査によりますと、親がそもそもスマホに夢中になっていて子供に構ってくれないというような声が子供のアンケートから出てきているという実態もあります。なかなか親、要するに大人の啓発というのは難しい部分もございますが、やはり何よりも問題は親世代の意識が問題かなと思っております。

このスマホ会議の中でも3年生の生徒だったんですけれども、スマホでゲームに夢中になって徹夜したことが何度もあるというような子供もおりました。やはりそうしたことが学力の低下や生活習慣の悪化等にも非常につながるかと思えます。親世代の啓発について何か見解、方針等ありましたらお伺いしたいと思えます。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 保護者さんの啓発につきましては、各PTAとか、あるいは学校でも大変苦勞をしております。私は野洲におりましたけれども、その前は近江八幡におりました。そのときも授業参観を行ったんですけれども、その授業参観で子供たちが、ちょうど6年生が家庭科のサラダをつくる、そういうなんを班で、どんな中身をしようかということで班で相談するんですけれども、それもできたらお父さん、お母さん方にアドバイスもうてもええよということで保護者さんがずっと自分の子供さんの周りに行かれたんですね。そんな中でずっと話し合いが行われているんですが、ずっと、見にいったら一生懸命その子供さんのすぐ横でスマホでメール打ってはるんですね。もうびっくりしましてね、ちょっと授業中ですから、それは御遠慮くださいと外へ出てもうたんですけれども、そういうこともあります。

今、議員がおっしゃった子供がいろいろ使うということの背景には、やっぱり大人の部分が非常に大きいかなというふうに思っておりますので、そこはさらに啓発ですね、ただ研修会をやりましても、聞いていただきたい保護者さんというのはなかなか集まっていだけないという部分がありますので、それは粘り強く担任から保護者さんにお話をしていくというのが一番かな。子供に対する影響がこんなふうに出ていますよという、具体的な子供の姿を通して保護者さんにお話をしていくというのが一番かなというふうに思っております。そういうことも含めまして、校長会で校長への指示をさらに伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

先日も学校でお話をしておりましても、学校側、先生たちの意見あるいはPTAの役員としての意見、最も一致するのが、先ほど教育長もおっしゃった聞いてほしい人が聞いてくれないというところでもあり、非常に難しいところではあると認識しておりますし、またこうした問題は、算数とかの問題と違って、これが正解というのはないかなと思っております。そうした意味で、市や教育委員会、また私たち議員、学校、保護者、いろんな人たちが連携をしてこうした問題に取り組んでいく、一緒になって考えていく、行動していくことが重要かと思えます。私も微力を尽くしてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

では、続いて最後の質問に移りたいと思います。

防災についてお伺いをいたします。

野洲市の活力を将来にわたって確保していくためには、災害に強いまちづくりも大変重要と考えます。今回は治水について質問をいたします。

ことし、数多くの台風が日本に上陸をいたしました。そして、印象に残りましたのが、台風が来るたびにどこかで河川が決壊しているという状況が非常に目につきました。

野洲市では、洪水ハザードマップが作成、公開されておりますが、一方でいまだに天井川が存在するほか、少し激しい雨となると、すぐに道路が冠水する地区も存在しております。

昨今、台風でなくとも非常に局地的に猛烈な雨が降ることが多くなっております。こうした状況を踏まえ、市内の大小河川、水路について改めて調査し、必要に応じて工事を実施するなどの取り組みが急務と考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷議員の3点目の御質問でございます防災についてお答えをさせていただきます。

市内の大小河川、水路の調査、工事の取り組みに対する見解についてというお尋ねですんで、本市の取り組みについてお答えをさせていただきます。

本市では、平成22年度に公共下水道雨水基本計画を策定しまして、主要な河川や水路の流下能力を把握の上、整備に着手しているところでございます。

雨水幹線整備事業につきましては、野洲駅南口周辺の常襲的な浸水被害を軽減するため

に、平成24年度より五之里地先から市三宅地先の友川の改修に取り組んでおりまして、今年度末には1,395メートルが完成する予定でございます。また、小篠原地先の半田川につきましても、時間雨量が30ミリメートルで溢水する狭小区間約100メートルの拡幅工事を昨年度に実施をいたしまして、治水の安全性を高めたところでございます。

このほかにも構造的に支障を来している河川や土砂の堆積が著しい河川の維持管理に取り組んでおりまして、準用河川御田川につきましては、鋼矢板護岸の老朽化によりまして倒壊が危惧されるため、平成27年度から3カ年計画で改修工事を実施しているところでございます。最終年である今年度につきましては、延長約55メートルの改修工事を実施しているところでございます。

また、準用河川東妓王井川につきましては、整備後約20年近くが経過しておりまして、土砂の堆積が著しいということから、平成27年度から3カ年計画でしゅんせつ工事を実施しているところでございます。最終年である今年度につきましては、延長約150メートルのしゅんせつ工事を実施しております。

国におきましては、一昨年に関東・東北豪雨を受けまして、水害は必ず発生するとの考えのもと、水防災意識社会再構築ビジョンとしまして、全ての直轄河川と、その氾濫により浸水の恐れのある地方公共団体において、平成32年度をめどに水防災意識社会を再構築する法定協議会を新たに設置をしまして、減災のための目標を共有し、堤防強化などのハード対策や、逃げおくれをなくすための避難行動の取り組みに係るソフト対策を一体的、計画的に推進しているところでございます。

本市におきましても、法定協議会であります野洲川地域安全懇談会に所属をしまして、防災・減災についての情報共有、野洲川の浸水を想定した安全なまちづくりについて意見交換を行っているところでございます。

今後も、効果的な整備が実施できるように、パトロールによる確認や自治会からの情報提供等による河川状況の把握、また円滑かつ迅速な避難のための取り組みに努めてまいりたいと、このように考えております。御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 河川の決壊等が起こりますと、非常に甚大な被害が起こります。私はボランティアとして東北に1度行ったほか、数年前の台風被害による災害復旧ボランティアとして、那智勝浦や京都府の宇治市にも出かけたことがございます。その経験から

見えてきましたのは、局部的、範囲は狭いですが、河川の決壊の被害は、まさに津波の被害と同じような被害がございます。非常に甚大な、家が流される、車が流される等、町が根こそぎ潰されるといった被害も起こり得る大きな問題でございますので、危機感を持ってお取り組みをいただきたいと思います。

先ほど御答弁でお話しされました常態的に浸水のある地区に対しての対策というのを例を挙げて御説明をいただきましたが、1点、私の地元のほうの比留田でも、台風でなくともすぐに道路への冠水が見られるといった声を聞いておりますが、その例には入っておりませんでしたけれども、市としてそのような状況を把握し、対策等を考えておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、東郷議員の再質問でございますが、比留田地先の河川についてということでございます。

河川の状況等、把握につきましては、主にパトロールによる確認、あるいは自治会のほうから連絡をいただくというようなことで、その河川の状況を現場にて把握をさせていただいているところでございます。

現在のところ、比留田地先については特に重点的にパトロールは行っていない状況ではございますが、そういった危険な箇所があれば随時何らかの対策を講じていきたいと、このように考えております。また、パトロールを重点的に実施しておりますので、そういった現象が見られれば土のう等で対策を講じているというような状況でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） では、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後に、ことしの台風21号での件について、確認と要望としてお伝えをしたいと思います。

担当課、道路河川課のほうには既にお出向きもいただき、確認いただいて、また対処をいただいておりますことから、事前の通告はしておりませんでしたけれども、具体的な問題のみならず、今後の件としても御認識いただけたらと思ひ、紹介をいたします。

ことしの21号の際に、私の地元、比江において、竹やぶの中に生えていた木が倒れて道をふさいだという事案がございました。そして、連絡により緊急の対処をしていただい

たんですけれども、その倒木、数本ありましたが、切った後の倒木を道路のそばにあった溝にはめた状態で次のところに行かれたという事案がございました。これを自治会のほうで把握し、11月3日になってから水路の川堀りの作業のときに住民が協力して水路から上げたということがございました。御承知のように、21号のすぐ後に22号の台風が襲来いたしました。不幸中の幸いといえますか、直撃がなかったので浸水の被害等は起こらなかったわけではありますが、約20メートルにわたって完全に水路がふさがれていた状態がございましたので、万が一この22号が直撃をしていれば、あたり一帯がかん水したことは想像に難しくない点でございます。

冒頭言いましたように、この点に関しては担当課にも見に来ていただき、対処もしていただいておりますが、緊急の工事の際にも、やはりその後の対処といえますか、溝には埋めないというのが最低の常識といえますか、ルールかと思えます。こうした点に対して、今後もしろんなことが起こってくるかと思えますが、その際にも、現場で実際に対処される業者の方に対しても、最低のルールとしてこうしたことを遵守していただけるように周知徹底等をしていただければと思います。その点について確認をいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 通告にないですけど、答えできますか。

要望でよろしいですか、東郷議員。じゃあ、要望ということで、はい。

じゃあ、これで終わりましたんで、はい。

○1番（東郷克己君） どうもありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまでした。

次に、通告10号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 皆さん、おはようございます。

9番、田中陽介です。

質問を始めさせていただきます。

まず1つ目、野洲市におけるポリ塩化ビフェニル、以後、PCBと呼ばせていただきますが、このPCB製品、PCB廃棄物の処理の周知と確認について御質問します。

PCBは、その有用性から、工場の設備やコンデンサなど、広範囲に使用されるも、その毒性が明らかになり、1972年、製造が中止になりました。そして、以後、回収と処理が義務とされております。

関西では、高濃度PCB廃棄物、この処理期限が平成33年3月31日までとなっております。

り、以後は別の場所、区域への輸送などでコストが高くなり、また平成39年3月31日以降にPCB発見された場合は、罰則、罰金も発生するということが国から通知されております。

最近、とある大学でもPCBの破裂事故が起こっております。また、周辺自治体でも見落としが発見されたりという事例も起こっており、古い公共施設、また小学校や幼稚園など、子供が出入りする場所での事故というのはやはり避けなければなりません。

そういう意味で、見落としすることなく早期の発見、処理が必要と考え、3点質問させていただきます。

まず1つ目、野洲市でも国からの指導があったと思いますが、市内の事業所や工場、施設への周知はどのように行われているか、環境経済部長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員の皆さん、おはようございます。

田中議員の野洲市におけるPCBの廃棄物の処理等の周知と確認についての中の周知についてお答えさせていただきます。

周知につきましては、今、ちょっと議員の言われたように、国からの指導というよりは法的枠組みの中で国・県・市が連携するということになっておりますので、その上で野洲市の周知につきましては、国や県からの主に協議、依頼、そういったものがありまして、それを市広報あるいはホームページに掲載を行っております。

そして、野洲市生活環境を守り育てる条例の第4条に基づきまして、市と環境の保全協定を結んでいる109社、これは地域住民の健康で快適な生活環境を確保することを目的にしたものですけれども、その一定の要件を対象とした事業所でございます。その事業所への訪問の機会、そういったものを通してやっているのが1つ。

そして、事業所の環境保全の推進というのを目的にした環境メールマガジンというのがありまして、それからの情報提供あるいは相談支援など、市の独自の取り組みを活用して周知の徹底を図っているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。引き続き周知のほど、よろしく申し上げます。

次、2番、市内の公共施設のPCBの確認は行われたのか。また、行われたとすればどのような形で行われ、どのように報告されたのか、総務部長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 市内公共施設のPCBの確認ということなのですが、平成12年に閣議了解ということが行われまして、そこで業務用・施設用の蛍光灯のPCB使用安定器の実態を調査して、原則として13年度末までに交換を終えることとされました。そして、その後、同時に平成12年11月30日付で文部省大臣官房長名でも同じくPCB使用安定器の事故に関する対策について依頼が出されたということになっています。その後、PCBの特別措置法もできたということで、我々もそれに基づいて調査なり対策を行ってきたところです。

ところが、その後も事故が発生をしたということで、平成28年11月11日付の環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名の通知がありまして、その2日後、市のほうでもPCB安定器が出荷されていた昭和47年までに建築された公共施設を所管する所属に対しまして、PCBが使用された安定器がないか確認するように周知をいたしました。

その結果、中主のB&G海洋センターが所管する旧レークセンターにある照明器具の安定器2個が該当することがわかったということがありましたので、それを撤去いたしましてPCB保管物の市の保管庫ですね、そこに保管をしております。

その他、人権施策推進課が所管する野洲市和田集会所の解体工事において、外灯の安定器1個が該当したということがわかりましたので、それも同様に保管をいたしました。

それから、安定器ではないんですけど、現在施工中の旧クリーンセンターの解体工事で低濃度の微量PCB汚染廃電気機器に変圧器、トランスですね、それが確認されております。変圧器につきましては、使用中においては有害物質ではなくてPCB含有の電気工作物として適正に管理することとなっておりまして、その用途を廃止したときに初めてPCB廃棄物ということになります。ですので、稼働中に取り外しができないこともありまして、今解体時にほかの有害物質の調査とあわせてPCB調査を行うこととしていたため、その結果、該当することになったということでございます。

いずれにいたしましても、PCBの適正な処理の推進に関する特別措置法に基づきまして、年1回、県知事への報告も行っているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今、平成28年に調査がもう一回行われて、BGからあったということなんですけれども、この平成28年にそれぞれの施設に対して調査をされたという

ときには、これは専門家による調査が行われているのか、それともそこのおのこの施設の従業員であるとか、そういう普通の方がそれをチェックされたのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 所属に対してお願いをしております。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 前段でも申し上げたんですけれども、今まで大学の破裂事故や近隣のものでも基本的にはなかったものが破裂しているんですね。だから、もうチェックされているはずのところ破裂している。要するに、見落としですよね。見落としがあったということで、今やはり専門家による全量調査がやっぱりいろんなところで行われ出していると思うんですが、野洲市においてそういった全量調査をするような予定とか御検討というのはされているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 専門家に対して直接ではないんですけれども、使用期限が迫っておりますことから、今後も調査をして、漏れのないように周知していこうというふうに考えております。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今までももちろんそういう形でやってきて、漏れが実際見ついていると思うんですけれども、今までやってきたこととこれからされることとで何か改善点というか、何か今までとは違うようなやり方でチェックするのか、今までと同じようにされるのか、そうじゃなかったらまた見落としが発見される可能性というのがあると思うんですけれども、その対策はどのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 自家用電気工作物等については、専門家に依頼しておりますので、そちらで漏れのないようにしていこうと思っていますし、安定器につきましては、基本的には47年以前の建物ということですので、それに固執することなく全量調査をしていきたいと思っています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 現時点で、この28年の後でもまた新たに今発見されたとか、そういうことはないですか。特に問題なくという感じですかね。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。



○総務部長（上田裕晶君） はい。今のところ把握、把握というか、報告ありません。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

では、次の質問に移らせていただきます。

2番目、野洲市におけるびわ湖Free Wi-Fiの整備、設置についての質問をいたします。

近年、世界規模でインターネットのインフラ化に伴い、野洲市でも無料のWi-Fiの整備が必要だと考えます。

この話をすると、コストがかかる、優先順位としてどうかという話だったんですけども、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会というものがあまして、これは野洲市さんも、野洲市さんというか、野洲市も加盟していると思うんですけども、指定事業者の中には、自動販売機を設置することにより、初期投資やいろんな通信料、保守費用を全て無料でびわ湖Free Wi-Fiの提供を行っているような、そんな事業者もあるということを僕はちょっと調べたんですけども、自動販売機というのは災害時の飲料水の確保とか、そういう意味でもちょっと見直されているものでもあまして、特に財政が厳しい野洲市のような公共団体におきましては、こういった事業、ビジネスプランを採用することは大変有用ではないかというふうに思います。

また、静岡の藤枝市を初め、全国市町村にてこうしたサービスの運用もなされており、防災とWi-Fiサービスの両面での効果が期待できます。

こうしたサービスを活用して、コストをできるだけかけずに市民の方にこうした無料Wi-Fiの整備、災害対策の充実を検討、実施されてはいかかと思いますが、市長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中陽介議員の野洲市におけるびわ湖Free Wi-Fiの設置についての御質問にお答えをいたします。

御質問にありますびわ湖Free Wi-Fiですが、市内では現在31カ所の民間店舗で無料Wi-Fiのアクセスポイントが稼働しております。このびわ湖Free Wi-Fiの指定事業者の中には、御指摘のとおり、1社が自動販売機を活用したFree Wi-Fiサービスを提供しております。自動販売機の販売利益の中からWi-Fi機器代や通信経費、保守経費を負担するという、いわゆるビジネスモデルであり、販売数量など、当該事業者の定める条件が整えば、無料でWi-Fiが提供されるものとなっております。

こうした仕組みでありますから、相応の販売量が見込める場所であれば事業が成立しますが、好条件の場所でない限り成立しません。好条件の場所には既に別の自販機なりサービスが設置をされておまして、実際のところ、県内ではどこもこのビジネスモデルは成立していません。過去にも野洲市で、例えば防犯カメラを無料で設置するので自動販売機という提案もありましたけど、結果的に成立をしていません。

ということですので、一見無料であるということでもありますけれども、無料には見えませんが、販売量が見込める場所を提供するという事で別の面のコストがかかっていますので、いずれにしても市の場所で今そういう場所は存在しませんので。

あと、災害対応ということであれば、既に市に設置している、あるいは関連している自販機で災害時にはその飲料水を無料で提供する協定はもう幾つも結んでおりますので、だからWi-Fiと自販機を結びつけるのか、自販機の災害対応を確保するのかということであれば、そこはもう今一定の対応ができていくということでもあります。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今、市長のお答えで、市内にはその場所が存在しないということなんですけれども、それは例えば業者と何かやりとりをされて、これは採算合いませんねというような、そういうことなのか、市長がないだろうと思っておられるのか、どちらでしょうか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、業者にはもちろん確認していませんけども、お問い合わせの意味がわからないんですけど、業者に確認をせよということなんですかね。いや、反問じゃないんですけど。ですから、普通こういうのは提案がありますし、今のびわ湖Free Wi-Fiというのは基本的に民間の店舗等で設置をされるというシステムですから、民間の場所で民間の事業者がFree Wi-Fiを提供されるための仕組みということですので、市が積極的に現時点で今無料Wi-Fiを提供するという事業を持っていませんから、だからこちらから事業者に声をかけるということはやっていませんし、やれる状況でもないと思っていますが。ちょっと御質問の趣旨がわからないんですけども。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） いや、今、存在しないと断言されたので、何かそうしたやりとりで、あっ、もう無理ですよということになっていたのかなということでも質問させてもらったんですけども。要は、今、その収益が見込めないから置けないという市長の、ねえ、

おっしゃったですよ、ほかの自動販売機があるとか、場所、人がいっぱい出入りするところがないから置けないんだよということをおっしゃったと思うんですけども、それは、だから誰の判断なんですかということをお尋ねしたんです。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっと問いかけの意味がわからないんですけどね。まず、一般論で言ったわけで、現在、滋賀県に1カ所もないので、これはなぜかといえば、自動販売機を置かない限りFree Wi-Fiが提供できないビジネスモデルですね。ほかのはそうではなくて、自動販売機とは関係なしにお店の来客を促すとか、お店のお客さんに便宜を図るといふ別のビジネスモデルでやっておられる。今、田中議員の御提案は、自販機を置くという前提でのビジネスモデルですから、だから今、私が言ったのは、野洲市で云々というよりは、滋賀県内で設置をされていないというのは、既にいい場所でない限りは採算が合わないんで、無料とおっしゃいましたけども、これ無料じゃないわけですね、有料場所を提供するという前提ですから。野洲にあるかないかは、これは私どもが全て判断するものではなくて、事業者が判断して提案をされた場合にどうのこうのということですけども、この情報は私ども知っていますけども、提案されたのは田中議員が今初めてこの場で提案されたわけですから、それを前提にお答えしています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） それでは、例えば市役所の今置いてある既存の、さっき言った自動販売機と一石二鳥的な感じで、サービスも両方提供できるんじゃないかということで、例えばそういうサービスの入れかえとかを御検討するとか、そういうことは、まあ検討の問題ですけどね、どうでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、今、例えば田中議員はどの場所が適切と、このFree Wi-Fiが使えるという前提で、どの場所が適切と思っておられますか。

じゃあ、反問させてください。反問します。

○議長（矢野隆行君） よろしいか。

じゃあ、山仲市長、反問で。

○市長（山仲善彰君） Free Wi-Fiの提供に優位な場所とセットでないとだめですね、自販機と。田中議員はもう市会議員ですし、野洲市民ですから、今、市役所が管理している、あるいは所有している土地で今のこのビジネスモデルにふさわしい場所があるというふう

に認識しておられて御提案いただくんだったら検討いたしますけど、こっちから場所を探しにいて、これ1社の事業者のビジネスモデルになりますからね。やはり場所というのは、公的な場所というのは客観的に、あるいは過去の経過で今使われているわけですから、そこをあけてというんだったら田中議員から御提案をいただいたらいいと思うんですけど、どこかいい場所がありますか。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） やはり先ほど申したように、人の出入りがあって、市民がやっぱりそういうサービスがあったらいいなというところやと思うので、例えばこの市役所であるとか観光の場所ですよね。それはもちろん本当にWi-Fiが絶対必要ということであれば、別に自動販売機とセットでなくても整備したらいいと思うんですけども、こうして自動販売機を整備することで同時にできるということで優位性があるんじゃないかということで御提案というか、御質問しているわけですね。だから、やっぱりコミセンとか、今、自動販売機がそもそも置いてあってビジネスが成り立っている場所は基本的には置けるんじゃないかと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） よろしいですか。

○市長（山仲善彰君） 今、反問しているんです。

○議長（矢野隆行君） 具体的な場所を指摘。

○9番（田中陽介君） 具体的には、さっき言いましたように、要は観光施設であるとかこの市庁舎であるとか、そういう場所ですね。人が多くて、みんなが何かあったらいいなと思う場所に設置できないかという検討をしてはいかがかという話です。

○議長（矢野隆行君） では、暫時休憩いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時06分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） もう一度山仲市長の反問に対してお答えします。

その場所ということなんですけれども、特定の場所、どここの場所のどこの地域というところまでは僕は御提案というか、そこまでは把握していないんですけども、ただ一般論ではないですけども、普通に考えて人の出入りがあるこうした市役所であるとか、その場所に自販機を置くということは採算性がとれやすい、そして市役所の中でWi-Fiが

使えたら、それは便利であろうということで、そうした場所に置いたらいいのではないかと私は思っております。

○議長（矢野隆行君） では、次に行きます。

田中陽介議員、次の質問をお願いします。

○9番（田中陽介君） じゃあ、続きで、まあまあ自動販売機にかかわらず、こうした市内のいろんな人がいるところでこのFree Wi-Fiを整備するということは、予定として考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点ではありませんが、南口の整備で全体に屋根かけましたけども、あそこに1回便宜を提供しようかなということで内部で検討しましたけども、やはりコストの問題と、市が責任持って提供する場合のセキュリティーの問題がなかなか難しい。観光地で最初始めた京都市なんかも全くフリーでしたけど、セキュリティーがあるということで、メールアドレスを登録して、多分返ってきて、そこにアクセスするという結構やっかいな手続になっていますし、メールアドレスも何か、御質問があったから調べてもらったら、いわゆるホットメールでもいいみたいで、スマートフォン固有の機器に登録されているメールアドレスでなくてもいいわけですから、そういう意味でやはりきちっと責任を持ってやるというのはなかなか難しいのと、本当にどれだけの方が使えるのか、先ほども東郷議員がスマホで子供たちがもう日常的に使っていると。それは家庭だったら家の回線でWi-Fiやっているかわかりませんが、外だったらもうスマホのダイレクトのつながりでやっているわけですから、本当に税金でコストをかけてFree Wi-Fiをやっても、どれだけ野洲の駅前で使われるのかわからないという2面で実施をしなかった経緯があります。

ですから、もうすごいたくさんの方が観光地に来る。特に、一般的には外国人客用の無料の提供等々を想定しているわけですね、日本できちっとスマホなり回線を買っていない方の。ということからすると、野洲でどこまでのニーズが存在するのかは、そのときの検討ではかなり否定的でした。だから、お店とかの便宜のサービスでは私はあると思うんですけども、市が今大々的にどこかのエリアでFree Wi-Fiを提供するということは時期尚早かなというふうに思っています。

ただ、私もWi-Fiは大事やと思っていますので、今後の検討は進めていきたいと思っています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） おっしゃられたとおり、Wi-Fiのセキュリティーに関してはちょっとまだしっかりできていない部分もあるというか、やっぱりリテラシーの問題で、使う人が公共のWi-Fiでクレジットの番号とかをそもそも流すこと自体がもうリテラシーがないんで、そういうところは、先ほど東郷議員がおっしゃったように、みんなに対してそれを周知していくということは大切かと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3つ目、野洲市の中学校の部活動について御質問します。

昨今、中学校の部活動は顧問の先生の負担や専門性のある指導者の確保、部員の増減が流動的であることからなど、非常に厳しい環境に置かれていると認識しております。しかしながら、何のために誰のために部活動は存在しているのかという原点をしっかりと押さえてやっていかなければならないなとも思います。

また、近年、文科省は教員の負担を軽くしたり、部活動を安定的に運営したりするために、部活動の指導や大会への引率をする部活動指導員を学校教育法に基づく学校教員に位置づけるなど、改革を進めております。

例えば、岡山県教委は、文科省が想定する部活動指導員を先取りして、平成16年度から運動部活動支援員派遣事業を始めております。支援員は中学か各市町村教委が探し、件の要領に基づいて非常勤職員として雇用され、勤務は原則1週間に7時間以内、報酬は1時間2,740円と。また、学校が顧問の教員を置いていない部活動への単独指導や試合への引率もでき、県中学校体育連盟は今年度から県が雇用する支援員の単独引率を認めたとのことです。

こうした事例からも県や市の教育委員会の動き、働きかけ次第で部活動のあり方、体制は、教員の負担を減らして、地域の方々と連携しながら生徒がやりたい部活動に取り組める形に変えていけるということがわかります。

そこで、野洲市の教育委員会から取り組めることもあるのではないかと、3点質問させていただきます。

1つ目、野洲市におきましては、中学生が意欲的にスポーツに取り組みたいのに在籍中学校によっては部活動がない、小学校ではスポーツ少年団があるのに中学校においては部活動がない、そういった事実を把握しておられるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 田中陽介議員の部活動のニーズと設置についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、サッカーあるいは柔道や剣道などについて要望があると把握しております。中には、これは学校だけではなしに、教育委員会に直接設置要望にお越しになった部もありますので、そういう状況でございます。

しかしながら、そもそも部活の指導、その顧問につきましては、基本、学校では2名の教員が当たるというふうにしてしております。運動部につきましては、引率ということもありますので複数配置を基本としています。そういう意味では、特に中主中学校では二十数名しか教員がおりませんので、部活をなかなかふやすということが厳しい状況というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） では、関連して次の質問に移らせていただきます。

今おっしゃったように、教員の、顧問をやっぱり少ない中で負担がある、つけられないという現実があるとは思いますが、野洲市では主体的にそういった部活動教育にかかわっていこうという地域の外部指導員を汲み上げていくような仕組みというのが今あるのか、もしくはこれからお考えなのかということをお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 外部指導員についてお答えをいたします。

現在、市内の中学校では外部指導者として合計11名の方に活動していただいております。地域の方や卒業生によります無償ボランティアとして学校が直接依頼をしているものでございます。この仕組みは今後も継続していきたいというふうに考えております。

ただ、この外部指導者は単独での指導や大会引率が認められておりません。顧問の教員の指導補助という位置づけで、教員の負担軽減や部活動の新設にはつながっておらないという状況でございます。

岡山県は、独自でそういうシステムをつくっておられますが、今春、やっとな国が引率も可能な部活指導員の方向性を打ち出しました。それを受けて、この滋賀県でも岡山県のように単独での指導や大会引率が可能な新たな部活指導員、そういうシステムの導入を推進するために、その資格や予算、それからその他の環境整備を検討されているところでございます。

本市といたしましても、市単独では難しい状況もございますので、そういう動向を受けて、本市でも新たな部活動指導員の導入に向けて、その任用や職務、資格や報酬などの規則の整備を学校現場の意見も入れながら慎重に、しかし前向きに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

それでは、3つ目ですね、これも1つの解決方法になるかどうかはちょっとわからないんですけども、合同で、例えば野洲市内の中学校で合併じゃないですけど、同一チームとして今ない部活動を補っていくというような、そういう仕組みというのはとることができないのか。ちょっと僕わからないんですけども、教育長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 合同での部活動についてお答えいたします。

現在、本市でも野洲中学校と野洲北中学校のラグビー部が2校の合同チームで中体連の大会に出場しているという実態がございます。

中体連といいますのは、中学校体育連盟、岡山県のお話の中で出てきたと思うんですけども、中学校の部活動の総元締めをやっている組織でございます。この中体連の規定で、それぞれの中学校で運動部として正式に設置されていることが合同チームの条件となっておりますために、現段階では設置されていない中学校の生徒が設置されている中学校のチームに合流して活動、それから試合に出場というふうなことはできない状況でございます。

なお、この合同チームに関する中体連の規定につきましては、滋賀県の中体連ですが、これまでも部活動の強化練習とかいろんな問題も含めて試行や検討が大分長年にわたってずっと行われてまいりました。そしてやっと今の形に落ちついたんでございますが、今後、またその規定変更、多分されると思いますので、そういうところに期待したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

4つ目ですね、野洲市における琵琶湖岸の施設の活用について質問させていただきます。



野洲市の琵琶湖湖岸地帯には第三セクターのマイアミ浜オートキャンプ場やビワコマイアミランドなどの施設があります。ここは野洲市の観光資源としても非常に有望な地域で、どのように活性化、方向性を定めていくかということは重要な課題だと認識しております。

オートキャンプ場では、さまざまなイベントを民間と一緒に企画されており、意欲的かつ先進的な運営をされております。ビワコマイアミランドも繁忙期と閑散期はあるものの、グラウンドゴルフ場など、地域の皆さんが利用しやすく、その地域に根差した施設として利用されていると伺っております。

そして、このような施設をもっと市民に使いやすく、先ほど東郷さんのときに市長がおっしゃられたように、市民が市内で子供も含めて楽しめる機会をたくさんつくるためにも、もっと何か活用しやすいような形に、この琵琶湖岸が活用しやすいような形にしていくことが大切だというふうに考え、質問させていただきます。

1つ目、現在、このあたりにアクセスできるバスはコミュニティバスのあやめですね。かなり遠い場所となっております。もちろん費用対効果の面もあるんですけども、部分的にでもこうした遊ぶ場所へのアクセスというものをコミュニティバスのルートに加えることはできないのか、市民部長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 田中議員の4つ目の御質問でございます。野洲市における琵琶湖湖岸施設の活用についての1点目、マイアミ浜オートキャンプ場へのコミュニティバスの運行についてお答えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

野洲市のコミュニティバスでございますが、市内の交通空白地域におきまして自家用有償旅客運送として、道路運送法により国土交通大臣の登録を受けまして、市民の日常生活の移動手段として運行しているものでございます。こうしましたことから、第1に買い物、病院への通院、駅の利用、鉄道への接続、また公共施設の利用、こういったものを念頭におきまして、その移動手段の確保として、それを目的といたしまして路線を編成しております。

したがって、いわゆる観光・レジャー施設でございますが、今御質問にございましたマイアミ浜オートキャンプ場のようにバス路線上にない場合、こういった場合、まず1点目といたしまして路線の延長をしなければならないということでございますので、ここでコストが増大いたします。そしてまた、起点から終点までの運行時間、これが伸びてまいります。こういったことが考えられます。こうした点を考えますと、コミュニティバスの

事業の目的の整合性の観点からも、運行のほうは現在のところ考えてはおりません。こういった点を御理解いただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今は市内のそうした基幹施設への交通ということでわかりました。これから、ほんで、きのうの質問でもあったように、コミュニティバスを含めてそうした交通のことをいろいろまた再整備されていくということですので、また引き続きしっかり見ていきたいと思います。

では、次に2点目、篠原小学校がこうした琵琶湖岸での、オートキャンプ場などでの課外授業を行ったということがあったようですけれども、このように施設の閑散期などを活用してさまざまな体験型授業や、それに琵琶湖のクリーンアップなどの環境啓発を組み込んで、より琵琶湖を身近に感じてもらうような機会を教育の一環としてつくっていったらいいかと思いますが、教育長にお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 田中議員の琵琶湖湖岸施設を活用した教育の取り組みについてお答えをいたします。

本市では、琵琶湖の自然に親しみ、地域を大切にしようとする子供たちを育成するために、各学校で地域の特色を生かした学習活動を進めております。例えば、小学校4年生の社会科「上水道の学習」の単元にかかわって、今、ほとんどの小学校が吉川浄水場ですね、ここに見学に行っております。また、議員お話しのように、篠原小学校は3年生の社会科で「市内めぐり」というのがあります。これはどの学校もやっているんですけども、そんな中で、例えば兵主大社行ったりとか御上神社とか、いろんな地域をずっと回っているんですけども、その一環で篠原小学校はマイアミ浜オートキャンプ場を訪れ、浜での遊びを通して琵琶湖を身近に楽しく感じられるような体験活動をされているということです。

ただ、こうした学習は大変有意義なんですけども、教科ごとの1年間の学習内容と授業時数が、かつては結構ゆとりがあったんですが、今はほぼがんじがらめというふうな状況になっております。そういう中で、学校外での学習時間はそう多くとれるものではございませんので、どこに重点を置いてするかということ、その学習につきましては各学校の裁量に任せている状況でございます。

以上、答弁といたしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。ただ、そうですね、この限られた時間ということで、これ関連、その限られた時間というのを市の教育委員会とかでふやすというか、増枠するみたいなことは実質は可能なんでしょうか、不可能なんでしょうか。ちょっと通告とは違うかもしれない、もし答えられたらお願いします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 通告がないので、ちょっとなかなかお答えしにくいんですけども、できないことはないんですけども、そうすると保護者さんとの理解というか、例えば夏休みを縮小するとか、あると思うんですけども、そこはほかの問題が派生しますので、なかなか教育委員会単独ではそういうことは難しいと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

以上で、質問を終わります。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第11号、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 16番、北村五十鈴でございます。

本日は、大きく2件、分割でお願いいたします。

1つ目です。新生児聴覚検査体制整備事業についてお伺いいたします。

赤ちゃんが生まれると、先天的な異常がないかを調べるためにさまざまな検査が行われます。その中の1つに、新生児聴覚検査があります。新生児聴覚検査は、新生児聴覚スクリーニングとも呼ばれ、新生児の耳がちゃんと聞こえているかどうかを調べるための検査です。出産した病院で入院中に検査を受けることが推奨されています。

新生児聴覚検査は、任意検査のため、受けなくてもいいのではと考える人もいます。しかし、新生児の1,000人に1人か2人の割合で難聴が発生するとされていて、難聴の発見がおくれると、言語能力やコミュニケーション能力への障害が懸念されます。

検査には、音に対して反応する聴覚の神経と脳の電気的な反応を見るABRと呼ばれる検査、または防音室で眠っている赤ちゃんにヘッドホンのようなものをつけて、モニター

を見ながら反応を調べるOAEと呼ばれる検査があります。どちらも赤ちゃんが痛みを感じるものではありません。出産した病院で新生児聴覚検査を行う場合は、生後3日以内に初回検査が実施されることがほとんどです。初回検査で問題がなければパス、反応が悪ければリファーとなります。

言葉をゼロから覚えていく赤ちゃんにとって、聴覚はとても大切なものです。赤ちゃんのためにも入院中にきちんと検査を受けるようにしたいものですが、新生児の聴覚検査は医療保険の適用外で、費用は全て自己負担となります。費用は医療機関によっても異なりますが、1回の検査当たり3,000円から1万円です。

この検査については、以前、梶山議員も一般質問され、平成28年7月27日の全協でも野洲市の体制について詳しく資料をいただいております。今回、検査の大切さが改めて認識されて、国も平成29年の新規事業として推進体制の整備に乗り出しました。協議会の設置やパンフレットの作成、普及啓発、事業実施のための手引書の作成等、予算もつけておられます。また、市町へは支援として地方交付税措置による公費助成の実施を働きかけています。

そこで、本市の体制、進捗状況を健康福祉部長にお伺いいたします。

1、新生児に有効とされている検査ですが、ここで言うところの一般的な新生児とは生後何日までを言うのでしょうか。

2、本事業は、平成17年、平成19年と、実施に向けての整備が進められております。重ねて、今年度新規事業として国が力を入れている要旨についての見解をお伺いいたします。

3、本市の新生児の数を過去3年お伺いいたします。また、今後の推移もお持ちならお聞かせください。

4、直近の年間、本市の新生児聴覚検査を受診した赤ちゃんの数をパーセンテージでお伺いします。

5、国も県に推進体制の整備を求め、県も市町に検査の重要性または公費助成の実施を求めています。県下でも既に、金額はばらばらですが、公費助成を行っておられる市町もあります。そこで、この流れを受けて、本市の現在の進捗状況及び今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、北村議員の新生児聴覚検査体制整備事業について

での5点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、新生児の生後に日数についての御質問でございますが、新生児聴覚検査において新生児の定義はされてございません。したがって、一般的には世界保健機構、WHOでございますが、こちらで定義されております生後4週、日数に直しまして28日未満となります。

2点目でございますが、今年度の新規事業の要旨と見解についての御質問でございます。

本年3月31日付事務連絡で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課から都道府県・保健所設置市・特別区宛てに発出されております新生児聴覚検査体制整備事業について、これについてお尋ねいただいているものと思いますが、本通知は都道府県や保健所設置市に対しましての通知でございますが、本市についてはいただいているという状況でございます。

要旨といたしましては、主に都道府県における管内の新生児聴覚検査を効果的に進めるため、関係医師会・学会、これは産婦人科とか小児科とか耳鼻咽喉科などになりますが、それと医療機関、保健所、教育機関等から構成される協議会の開催、研修会の実施、普及啓発等によりまして、推進体制の整備を図ろうとするものでございます。

このことについての見解でございますが、こうした推進体制の整備が進むことで新生児聴覚検査の重要性の認識がさらに進み、その結果、聴覚障害の早期発見と適切な支援につながることは大変重要であるというふうに考えてございます。

3点目でございますが、本市の過去3年間の新生児数と今後の推移についての御質問でございますが、新生児数については出生数でお答えをさせていただきます。

過去3年間の出生数でございますが、平成26年は492人、平成27年は483人、平成28年は493人となっております。

また、今後の出生数の推移につきましては、本議会定例会にも提案してございます子ども・子育て支援事業計画、この中間見直しにおきまして推計値で算出してございますので、これによりお答えをさせていただきますが、平成29年は464人、平成30年は526人、平成31年は510人を見込んでおります。

次に、4点目の本市の直近の年間の新生児聴覚検査受診率についての御質問でございますが、受診率は4カ月健診での把握でございます。直近では、平成28年度となりますが、86.0%でございます。

次に、5点目の本市の公費助成の進捗及び方向性につきましての御質問でございますが、

先ほど議員御紹介いただきましたとおり、平成28年7月27日になりますが、市議会全員協議会のほうで市の乳幼児期における聴覚異常の早期発見体制についてということを中心に案件といたしまして御報告をさせていただいておりますとおり、本市では聴覚障害の早期発見と早期支援に向けまして、母子健康手帳に検査結果記載欄を設けまして、新生児訪問や4カ月健診時での新生児聴覚検査結果の把握、その後の乳幼児健診あるいは保護者からの相談によりまして聴覚異常の把握と関係機関との連携による支援体制、こちらの整備を図っている旨御説明をしているところでございますが、新生児聴覚検査の公費助成の必要性について検証を進めるため、本年でございますが、6月より4カ月健診時での新生児聴覚検査の結果の把握、これまでどおりでございますが、これに加えまして、検査を受けておられない方には検査を受けなかった理由などにつきまして聞き取り調査を実施しているところでございます。

現在、年度途中ということでございますので、中間の状況として御報告をいたしますと、6月から11月まで、216人から聞き取りをしております。この結果、県内の産科医療機関において新生児聴覚検査の実施がほぼ可能な状況になってきている状況でございます。こうしたことから受診率は93.5%、人数に直しますと、先ほど216人を対象ということで202人でございます。というように、ほとんどの方が受診をされている状況になってございます。また、検査を受けなかった理由につきましても、経済的な負担を理由とする方1名でございました。

このように、聞き取り調査の中間時点での状況になりますが、公費助成がなくても新生児聴覚検査の受診の意識は高まっているということ。それと、経済的負担が検査を受けなかったことの大きな理由ではないということが実態から考察できますことから、現状においては新生児聴覚検査の公費負担については考えてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） お答えしていただいた中にも重なるかと思うんですけれども、いただいていた資料が27年度になりますので、その内容の部分のことも少しダブると思いますけれども、再質問を2つお願いいたします。

この29年度からの国の整備事業として新規に開始された新生児聴覚検査事業ですけれども、本市では、先ほども申し述べましたとおり、梶山議員の答弁補充として資料が健康福祉部健康推進課より出されておりました。そこに本市の受診率、27年度で対象者50

2人中、4カ月健診受診者492人、うち78%の384人が新生児聴覚検査を受診したとあります。今おっしゃっていただいたのは次の年になりますので少し違うかと思うんですけれども、このときも4カ月健診で聞き取り把握をしていただいております。

また、このときも未受診の108人の理由も記載していただいております、41人は出産された病院に検査機械がなかった、31人は保護者が希望されなかったとありました。今も答弁いただきましたように、この41人が受診されなかった検査機械というのがもう今はほとんどなく、どこの産科でもこの検査が行えるので、こちらのされなかった理由は減ったのだと思うんですけれども、ほかの31人のほうは保護者が希望されなかったとありました。その理由も今述べていただきましたように、経済的という部分がこの31人がほとんどだったと思うんですけれども、今はもう1人に減っているというところで、この部分に関しては改善されているかなと考えます。

しかし、この聴覚障害は早期にわたり発見され、適切な支援が行われた場合にのみ適正な検査になりますので、新生児に受診する重要性を国も認め、県への推進体制を強化したと考えております。ですので、今お答えいただきましたように、4カ月健診での聞き取りをしていても、保護者への認識は遅いかなと思うんですけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） ただいまの再質問でございますが、この新生児聴覚検査というものでございますが、実際には先ほど質問の中でもおっしゃっていただいているとおり、実際の対応というところについては、まず初回の検査、これは生後3日以内、その後、再検査についてもおおむね生後1週間以内にしていくと。その後、精密検査とか、これは4カ月とかというような中で進めることになりますので、この検査を進めていくためには、1つは母子健康手帳の交付時、このときが大きな機会であるというふうに考えてございますので、これまでからこういった聴覚検査の内容と必要性については発行時に説明をしているところでございますが、さらにこの点についてはしっかりとしていきたいというように考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、最後に1つだけ、野洲市の場合はどうなっているのかと思ひまして、お産された病院で行われることが多い検査ですので、本市の産婦人科

の現状をお聞きしたいと、希望が丘クリニックの木村先生にもお話をお伺いいたしました。

現在、本クリニックでお産される数は、野洲市に生まれる赤ちゃんの6割、約300人が希望が丘クリニックで誕生しています。今回の新生児聴覚検査についてもお伺いいたしました。一般的には、未受診の保護者の理由は経済的なこと。現在、県下お産ができる医療機関55、そのうち検査機械がないのは1カ所だけで、ほとんどの未受診理由は経済的負担であり、かわいい我が子のことだからできるだけことはしてあげたいけれど、厳しい家庭状況から受診を望まない、受診できない赤ちゃんがいるのも現実だとお聞きいたしました。

この検査は、医学的には、先ほどもおっしゃっていただいたように、誕生から28日までに効果があり、この貴重な期間しか赤ちゃんを守ってあげられないため、木村先生は全ての赤ちゃんによいと言われることは何でもしてあげたい、全ての赤ちゃんにこの検査を受けさせてあげたいと、そんな思いから、消耗品3,500円だけいただいて、検査費用は入院費に組み込んで保護者からはいただいていないとのことでした。それだけ大切な検査でありますので、将来、耳が不自由なことは、しゃべれないだけではなく、社会生活に及ぼす影響は重大で、この検査のおかげで、過去、本クリニックでも10件ほどの異常が未然に防げたとおっしゃっておられました。しかし、他の医療機関での出産された新生児の現状はわからないので、ぜひ保護者の負担軽減を、行政も少しでもいいので後押し願いたいとのことでした。

木村先生の御配慮に甘えるだけでなく、もちろん交付税の優先順位を決めるのは市ですが、長い人生1度だけのチャンスですので、全ての野洲市に生まれた赤ちゃんの音を守るために、医療機関、行政、保護者がともに助け合い、子供たちの健やかな健康を切に願いたいと考えております。

ちなみに、余計なお世話かもしれませんが、助成予算ですが、滋賀県下、先進事例として既に実施されている4市の平均を本市の新生児数に置きかえますと、上限1,000円で年間予算60万、2,000円で120万になります。部長、もう一度、どうか明るい前向きな答弁を最後にお願いたします。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） この検査の重要性ということも十分認識をしているところでございまして、こういったことから市議会あるいは定例会の中で私どもの取り組みについて御説明申し上げているところでございます。



確かに4市につきまして、今年度から取り組みを進められている状況もございます。しかしながら、4市の状況の中で、地域事情というのが多分大きく違うのではないかなというふうに思っております。

1つは、この検査の受診状況が地域によって格差があるというところ、これはどこがどうのということはちょっとここでは控えさせていただきますけども、本市につきましてここまで取り組みが進んでいるような状況の中で、確かに経済的な負担もあるかもわかりませんが、金額につきましては比較的自己負担額が、見えますと2,000円から7,000円ぐらいの間というところもございまして、皆さん意識を持って受検いただいているような状況でございますので、今のところ、今のところというか、この状況の中では検査の公費助成については必要はないのではないかなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、2つ目に移らせていただきます。

健康で暮らすための権利、プール再開についてお伺いいたします。

野洲市ホームページには、以下のような説明が出ております。

野洲市総合体育館温水プールでは、昨年11月、2度にわたり天井部材の一部が落下する事故が発生しました。安全確保のため、12月1日から臨時休館しております。専門家が調査したところ、天井下地の劣化や耐震性のなさから天井落下の危険があるという結果が出ました。

教育委員会では、安全の確保を最優先とし、再開した場合の費用対効果、市民の利用状況、平成32年に開設予定の野洲クリーンセンター余熱利用施設と今後の体育施設のあり方などを検討しました結果、残念ながら休止することが合理的であると判断しました。

臨時休館を市議会全員協議会において御協議いただき、了解を得て、教育委員会会議での審議においても安全確保を最優先にすべきとの判断に至ったことから、温水プールを来たる3月31日をもって休止することになりましたとあります。

また、安全確保のための検討結果も載せていただいております。検討の結果として、安全性を最優先にして温水プールを再開しようとする、工事費含み約5,000万円以上の経費が見込まれる。野洲クリーンセンター余熱利用施設の開設を3年後に控えており、工期も8カ月かかり、全ての御利用者中、野洲市民が全体の約40%で、実人数2,827人の利用状況では、温水プールへの新たな投資は二重投資であり、市民の理解が得られ

ない。以上のことから、存続は困難であると判断しましたとあります。

そして、現在、約8カ月休止のままですが、市民からの再開を願う声はおさまるところか途絶えることはなく、また安全対策概算や工期も理解しがたい内容が提示されており、改めて修理に関する見積書の開示や工期の詳細を担当部局に求めましたところ、別紙資料1が提出されました。しかし、これでは納得することができません。5,000万の工事が8カ月もかかるのも不思議です。

そこで、教育委員会が出した結果とありますので、プールという施設という捉え方だけではなく、生涯学習やスポーツが人に与える大切さ、元気で健康で暮らしていただきたい市民の権利から、教育長に幾つかお伺いいたします。

1、スポーツが与える人の身体、心の必要性をどのようにお考えですか。

2、そもそも定期的な点検をどのような体制で、また間隔で行われていたのでしょうか。

3、大きな地震や災害でプールとしての本体、例えばプールにひびが入り水漏れしているとか、ボイラーが破損して温水にならないとかなら市民の御理解もいただけないと思いますが、天井なら、例えば撤去してしまい、防落ネットにするとか、意匠のための天井の撤去は災害地では現に行われており、天井がなくてもプールの使用には何ら問題もなく、休止以外のほかの選択肢はなかったのでしょうか。

4、クリーンセンターのプールが使えるようになるためには3年という時が必要で、少しお待ちくださいというレベルではないと受け取れますが、スポーツは続けることが大切で、一方的な休止は理解が得られないと考えますが、市民が納得できる説明をもう一度お願いいたします。

5、クリーンセンターは中主地区からも遠く、国道を渡っての危険な立地にあり、野洲市の真ん中、便利な立地の現プールの再開を、健康で元気に暮らしたいと願う市民の要望を教育委員会としてもう一度精査していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村議員のプール再開にかかわる5つの御質問にお答えいたします。

1点目のスポーツが与える人の身体、心の必要性の御質問ですが、スポーツの果たす意義は、個人の健康維持増進や体力の向上だけでなく、青少年の健全育成や地域社会の活性化、市民のコミュニケーションの場としても重要であると考えております。このことは、

平成28年3月に策定しました野洲市スポーツ推進計画においてもそのように記しております。

次に、2点目の温水プールの定期点検の体制と間隔についてですが、去る5月の第3回市議会定例会でもお答えを申し上げましたとおり、日常点検は温水プールの管理運営業務を委託している業者と職員によりまして毎日行っており、適正な管理をしていたところでございます。

また、3年に1度の法定調査、特殊建築物定期報告といいますが、これは有資格者である建築士に委託をしておりました。

次に、3点目の休止以外のほかの選択肢につきましては、改修工事をして再開するのか、そのまま休止をするのかの選択肢であり、いずれも安全のためには長期にわたって使用を中止しなければなりませんでした。

このような中で、本年1月の市議会全員協議会で協議願いましたとおり、安全性を確保した天井改修には約5,000万円の経費と8カ月以上の工事期間が必要であり、さらにその工事期間中停止しているボイラーなどの附帯整備の再整備などにも多額の費用と、さらに数カ月の期間が必要であることをお伝えしました。

今、現温水プールは築28年を経過しています。余熱利用施設の計画がない段階では、平成31年、つまりプール建設から30年の経過をめぐりにフルリニューアルするという必要があり、その費用は最大で5億円というものでございました。つまり、プールのほとんどの設備を更新しなければなりません。今はその二、三年前となりますので、長期間停止したボイラーなどがそのままスムーズに稼働できる可能性は大変低いものと考えられます。ほかの機器につきましても同様であり、今回の事故が天井だけにとどまる可能性は低いと考えております。さらに、行政の施策実施には予算の議会承認や業者選定、さらに入札などの手続が必要ですので、民間の事業者さんと違って多くの期間を必要とします。

こうしたことから、新クリーンセンター余熱利用施設での温水プール計画、平成32年開設予定ですが、これがある中で慎重に検討を重ねましたが、多額の費用の支出は適正でなく、プールの再開は困難であるとの結論に達したものでございます。

4点目の一方的な休止は理解が得られないとの御質問についてですが、現場での施設の管理責任として安全を最優先に休止の措置をとったものであり、速やかに利用者や市民にさまざまな方法で周知、説明を重ねてまいりました。具体的には、広報、ホームページ、井戸端座談会などを通して丁寧な説明はできていると考えております。

5点目の現プールの再開についてであります。プールの再開については、3点目でお答えしましたとおり、多額の費用と期間を要することになり、余熱利用施設の整備とともに温水プールの機能を移転し、現プールを廃止することから、実質的な利用期間は今から言いますと1年に満たないものと考えられます。

また、新クリーンセンター整備に当たり、立地場所の選定時点では、既に余熱利用施設を前提としております。このことは、全ての自治会に対し受け入れの照会をしており、その中で大篠原自治会様が承諾をしていただいたものでございます。

このような経過も踏まえ、温水プールの機能移転についてはこれまでから市議会や市民の皆様へ情報を公開しながら進めてきており、人口規模5万人の市としまして温水プール機能を2カ所に配置することは政策的にも成り立つものではございません。

なお、旧中主地域で親しまれております中主B&G海洋センタープールは、休止していましたが、それに対して費用を投じて再整備し、平成24年度から再開したものでございます。

以上で答弁としたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、もう少し再質問させていただきます。

天井が落ちた事実、それまでの点検回数や検査方法、責任の所在はあえてお聞きいたしません。何事も反省は大切ですが、今そこを議論しても建設的ではなく、事実、安全の確保を最優先とし、休止された判断は正しいと思います。

しかし、その後の展開には少し疑問が残ります。

まずは、条例第94号野洲市総合体育館条例の改正のないまま閉鎖公表に進み、議会には書面の事後報告。先に回数券の払い戻し等が行われ、急速な進め方も理解を得られない理由の一端になっていると考えますが、払い戻しの前に条例改正をしないと、条例違反にはならなかったのでしょうか。

また、検討会では閉鎖の前に建築士の説明を受けておられますが、専門家から再開するためのほかの方法論、提案はなかったのでしょうか。閉鎖ありきでないのなら、相対的な議論及び改修案が必ず意見として提案されたと察してしまいますが、いかがだったのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 条例改正の件につきましては、期間がやはり、そういう中で回数券の払い戻しをしたということにつきましては、こちらはやっぱり休止の期間が相当長

くかかるということが見込まれましたので、そういうふうにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） もう一点。ほかに提案はなかったのかと。

教育長。

○教育長（西村 健君） 済みません。建築士からの提案というのは、これ以外にはございませんでした。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 教育委員会からの説明は何か十分聞いた感じがしますので、最後に再々質問、1つだけ市長にお伺いできますでしょうか。もしも答えられたらで結構です。

○市長（山仲善彰君） お答えします。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

先日、総合体育館に伺って、改めて現場を見せていただきまして、お話も伺ってまいりました。水の入っていないプールは寂しそうで、この日は天気もよく、空が見える設計のプールは立派な建物で、直せばまだまだ使えるすてきなプールに思えました。それに、当時の現場の声は決して閉鎖ありきではありませんでした。何とか再開の手立てを模索する中、安全という2文字を確保するにはそれなりの修理費がかかる。それも中途半端な再開では安心・安全が約束されず、もしものときの責任は現場に重くのしかかります。人身事故でも起きたら現場責任者が罪を問われるという現状の中、声にできない大きな理由は修理費以外にはないと私は思いました。

それに、現場では閉鎖に対しても御利用者様に何度もお手紙を送り、理解を求める努力もしてござってました。10月の市長への手紙がホームページに公開されている件数が13通ありました。その中の3通がプールの再開についてです。そのどれに対しても返事はレトリックで、教育委員会の見解が載せてあり、市長のお返事というより、教育委員会が決めたことに市は従っていると読み取れます。だから、ますます市民は納得がいかないのではないのでしょうか。市長が教育委員会の報告を受けて判断したとは書いてありません。市は市民の願いに寄り添いたいけれども、厳しい財政から3年我慢していただきたいとは市民は受け取れないのです。

それに、国体に向けてプールを小アリーナに改装する計画も出ています。もちろん国体も大切ですが、身近な市民の生活、健康で楽しく暮らしていただく、そんな日常を守ることも行政の大切な仕事だと考えます。新しいものを建てることも大切ですが、十分使えるものを直して大切に使うことも必要だと考えます。修理後も体育施設のプールとして残す選択肢もできたはずですし、クリーンセンターの余熱は温浴施設や、それ以外にも十分活用でき、そのほうが民間経営の幅も広がったのではないのでしょうか。

野洲市民の御利用者数2,827人が多いか少なかただけではなく、いろんな変化が市民に形は変わっても降りかかってきたときに、市民の皆様に納得いく納税者であり続けていただくためにも、税金の使い方の優先順位は市民の皆様の納得いく了解のものでないとならないと考えます。

最後に、ぜひ市長の見解をお伺いいたします。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市の温水プールの休止ですね、条例認めてもらっていませんから。についての御質問にお答えします。

一番最初報告受けたときに教育委員会に言ったことは、まさに北村議員の御質問のことを私は何回もぶつけました。まさにそういうことです。喜んで閉めたわけではございません。最大限再開できないかと検討してもらいましたけども、教育委員会がそういうことだということですし、具体的にも本当に専門家の確認もしているのかとか、それは提案とか受けるようなものではない、修理ですからね。だから、専門家の建築士に聞いたら、やはりこのままではだめだと。大きな費用がかかっているのは、本当にそんだけかかるんかと言ったら、それはやはり足場ですね、足場を構築しない限り天井全体はできません。あんなだけの空間に足場をつくるわけですから、だから足場の設置等々の経費がかなりかかるということでも聞きまして納得したので、仕方がないということですね。

私、決して逃げているわけではなくて、あれは社会教育施設ですから、教育委員会の権限です。今は教育行政も最終的には総合会議で市長の権限ですけども、まだ教育委員会という行政委員会があります。皆さん方が御提案なされた住民投票も一切私に権限なくて、執行は私ですけども、執行といいますか、実施はですね。でも、具体的な執行は選挙管理委員会にゆだねていますから、そこ以降は私は触れないのと一緒に、教育行政もきちっと節度を守っています。教育委員会の判断がそういうことでした。

天井という一番危ない場所ですよ。そこにそれだけの対応が要するというのであれば

仕方がない。まず、私が言ったのは、利用者にきちっと説明してほしい。通常利用しておられる方にと。それはできています。それなら、さっき教育長が説明したようなことであれば、新しいプールの計画が既にできているわけです。

これに関して、今、何か温浴施設がいいとかどうのこうのとおっしゃいましたけど、まずクリーンセンターをどこにするかという、そこに余熱利用をするというのは、これはもう前提でした。余熱利用は何にするかといえば、施設園芸に使うのか発電にするのか温水として取り出すのか、この3つは、これはもう公開で長年議論しています。発電は、あの規模では成立しない。施設園芸等々であっても、それは採算性合わない。じゃあ、熱として利用しましょうと。熱で利用する場合は、通常の25メートルプールでしたら2つぐらいのプールの熱があるわけですし、それをお風呂場でというのは、これは難しい。

ということなので、いずれにしても、一方では、さっき教育長が言いましたように、プールが30年近くたったときの改修費は試算していました。5億以上かかると。これ、すごい金額です。

野洲町がなぜ県内で早くから温水プールが持てたかといったら、1970年代から、今、駅の北側のところにあった超優良企業の税収がざくざくあって、私が市長になって職員から聞いたら、年度末になったら町長がこの金どうして使おうかと言って、何でもええから案出してこいと言っていたぐらいに豊かな町だったから、県内で今最高の体育館ですよ、現時点でも最高の体育館です。それと、プールをつくったわけです。それと、博物館つくったわけですね。

でも、今のこの厳しい時点で、野洲の子供施策でさっきもいろいろおっしゃいましたけども、貴重な財源を子育てに使っているわけです。何十人も学校の支援の先生に使っている。学童もかなり持ち出しています。だから、決して節約しているわけではなくて、最大限有効に財源を使おう、その中で教育委員会の予算をそこに充てるのかどうかですね。

さっき言いませんでしたけど、学校の状況は本当にひどかったんですよ。もう一切学校の老朽化対策のお金が出ていなかった。私になった初年度に約9,000万円以上つけて、窓が閉まらないとかお手洗いの何とか、それまではもう何か幾ら言っても、学校を回っていったら教育委員会に通らないと。校長が言うのは、教育委員会に通らないと。教育委員会どうなっているといたら、教育委員会は市長部局に言っても通らないという、この悪循環の中であって、それを取り返すために老朽化対策と耐震対策をやってきたわけですね。そういう厳しい中で温水プールが今こうなったときに5,000万も、あるいは

ボイラー等の保守も入れたらもっとかかるわけですからね。

一方では、プールをつくろうとしている。このプールは、今おっしゃったように、クリーンセンターの長年の協議の中であの場所に、私は北村さんの近くも提案しにいったんですよ。幾つか提案しました。前自治会長さんに、当時は90でしたけども、こういう条件ですから、手を挙げていただいたら設置させていただきますと。新しい施設は環境対策も万全なので、ダイオキシンもこうなりますよと。今の旧の施設の、その当時の今ですね、旧の施設の10分の1ですと。温水を使ったいろんな施設もつくりますと。ですけども、どこも手を挙げられなかった。1つだけ南桜が湖南省市との接点のところを挙げられたんですけども、旧のびわこ学園のところ。そこは湖南省市の住宅地に近いということで、結果的に、職員もいろいろ苦勞してくれましたけど、もう一度旧の場所の大篠原へお願いしたわけですよ。そこまで今決まってきたことを、あなたは簡単に軽々と、プールは遠いとかね。野洲市内ですよ。だから、もうプールはつくる計画で速やかにということで決まっているので、あえて2つも、教育長が言ったように、温水プールを持てる余裕はないです。

そして、BGのプールも旧の中主町、ほったらかしで20年間一切手を入れていなかったんですよ。北村さんは中主町民だったんですね。そしてから野洲市民になられたんでしょう。それだけ子育てに熱心だったら、あのプールになぜ日常的な点検、一切なかったんですよ。私になってから、これはひどいというので、直そうということで直したわけです。誰も旧の中主の人も声上げなかった。私は、なぜあそこへ手を入れにいこうと思ったら、学校のプールを再開したらどうだというので本当に声かけたけども、いや、それは無理だというので、じゃあ壊れている旧の中主のプールを直しましょうと。そこまでやっている人間が、そんな簡単にプール閉めませんよ。ですから、いわゆる苦渋の決断で教育委員会の案をのんだわけであって。

それと条例は、これは何かで教育委員会が言っていますように、現場で危なければまずとめる、これは道路の陥没とか土砂崩れと一緒にです。施設の管理者は危なければとめる。説明をする。復旧対策を考える。でも、その間は条例を、道路の認定、条例で変えませんが。ものは置いといて、最大限対応した上で、一段の整理がついて方向ができた段階で条例改正。でも、北村さんはその条例改正を認めませんでしたね。だから、今宙ぶらりんになっているんですよ。これは日本の法制度で当たり前です。認定とか設置については、最終的な段階で条例改正ですけども、北村さんは認められませんでしたね。なぜ認められなかったか。だからプールを残せということがあるからだと思うんですけども、今これほど



合理的な判断を教育委員会はしたというふうに私は思いますし、さっきも言ったように、私も北村さんと同じ疑問点を、あるいは提案を当時教育委員会にぶつけましたけども、教育委員会が示してくれた検討とかデータが妥当だと思ったので、そうです。

なぜか、おっしゃるように、住民投票の前後かな、市議選の前後にたくさん何かプールの再開のお手紙が来まして、ほとんど病院と絡んでいまして、病院つくるぐらいならプールを再生せよとか。私は教育委員会がつくった案を全部読んで確認して、必要なところは直しています。教育委員会とも議論しているので、教育委員会の見解も私の見解が入っていますけども、それは私が押しつけたんじゃないし、教育委員会と議論した上で、教育委員会の意見として確定して、それをやはりまずは尊重しないとイケないので、それをきちんと掲載した上で、私の見解はこれは妥当だというふうにやっています、決して逃げてもいません。

ちょっと、じゃあせつかく質問いただいたから反問します。

○議長（矢野隆行君） よろしいか。

○市長（山仲善彰君） いいですよ、質問されたんだから。

○議長（矢野隆行君） では、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 31 分 休憩）

（午前 11 時 32 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長に反問権を許します。どうぞ。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。

それでは、温水プールにつきまして、北村議員に反問をさせていただきます。ぜひ北村議員の見解を確認させていただきたいと思います。

まず、私もスポーツ大事ですし、子供たちあるいは市民にチャンスをとっていて、野洲は豪華なプールと体育館がある割にはグラウンドもない。だから、本当にもっともっとスポーツ施設を整備していきたい。スポーツの計画の中にも、教育委員会の原案にはスポーツ施設は今後整備しないと書いてあったのを、むしろ私が議論して、入れたらどうかというので今の野洲市のスポーツ振興計画には新しい施設も含みを持たせてもらっているぐらいの思いです。

ただ、今の温水プールについては、教育委員会が言っていますように、天井の崩落、上が落ちたようだけでも、全面的に安全を対策しようと思ったら8カ月とか5,000万と

かかかる。一方では、新しいプールの計画が存在しているわけです。そんな中で、北村議員は今の新しいプールは遠いとか何とかおっしゃるんですけども、そのプールに対して否定的であって、かつ新しいプールをやめて今のプールを長期間かけて改修せよとおっしゃるのか。先ほどちょっと触れられたように、2つの温水プールを持つという御提案を持っておられるのか、そのあたり、野洲市のプールに関する見解をお述べいただきたいと思えます。

○議長（矢野隆行君） 北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 今聞いていただいたのは、1つ、2つで。

○市長（山仲善彰君） これは一連のことで2つになっています。

○16番（北村五十鈴君） 一連のことで2つ。

○市長（山仲善彰君） プールについての考え方。

○16番（北村五十鈴君） プールについての考え方ですけれども、この温水プール、現状の温水プールを直すのに5,000万もかかるとお聞きしましたので、その5,000万をかけて直すか直さないかという今の市長の見解の枠の外で、私は市民の方からどうしても今のプールを直してほしいというお声をお聞きしましたので、そのプールを直すためには5,000万かけて直す値打ちのあるプールのなのか、もうそれは直さないほうがいいのか、私なりに現場を見せていただいて、建物自体があんなにも立派な、あれほどしっかりした建物なので、5,000万かけて直すのなら体育施設としてのプールとして残し、余熱利用のほうのプールに関しましては、最初、丸いプールとかということを私たち市議会のほうにもお知らせいただいていたので、温浴施設として使って、余熱はほかのことも使えば、PFIで民間の方が経営されるにも、市の押しつけではなく、自分たちで余熱も利用できるので、プールとしては2つですけれども、体育施設としては今の現プールを使い、新しい余熱施設のプールは温浴施設としてのプールでいいのではないかなという考えをしております。

○市長（山仲善彰君） はい。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 以上で再々質問を終わりましたんで。

○16番（北村五十鈴君） 以上です。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時33分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12号、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 4番、橋でございます。

初めてこの席に立たせていただきました。11月9日のときには、どちらかというと演壇のほうでお答えをさせていただきましたので、初めて質問をさせていただきます。

今回の選挙で、私もいろいろとまた公務員と違った経験をさせていただきました。先日もある、入町の先輩でございますけども、橋ちょっと話があると言われました。何ですやろうと言うたら、橋君、新幹線のあそこの信号な、あの信号は入町でただ1つの信号やねん、建ててくれてありがとうと言われましたけど、私になる前にあれは建ててましたんで。

ほんで、ちょっと話がある、何ですやろうと言いましたら、あそこに信号が建ったあるけども、この地先が書いてある看板がないと、こうおっしゃいましたんで。議員になると小さなことから大きなことまで、まるでどっかのメーカーのコマーシャルソングみたいでございすけども、いろんなことを聞かなあかん。

ほんで現場を確認に行きました。そして、帰り道に篠原小学校の前、それと県道野洲中主線、いろいろ回ってきましたけども、どこにも看板がないということがありましたんで、そういったことも今後気をつけながら一生懸命頑張っていきたいなと思ってますので。

今度また大きなことで2点質問させていただきます。

1点目は、野洲市のまちづくりビジョンについてでございます。平成28年3月に策定されました野洲市まちづくりビジョンにつきましては、上位・関連計画を的確に整理されております。その上位計画につきましては、第1次野洲市総合計画（改訂版）並びに国土利用計画（第1次野洲市計画改訂版）、野洲市都市計画マスタープラン、また広域圏（都市計画区域）における位置づけ、野洲市交通ネットワーク構想がまとめられております。

このまちづくりビジョンの特筆すべき点は、本市の喫緊の課題となっております市街化区域の拡大に向けまして、平成32年度末に予定されております市街化区域の編入の実現性の検証として、市内15地区を検証されてることであります。

その検証の内容につきましては、まず第1に上位関連計画での位置づけを押さえられています。次に、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての位置づけ、これは都市計画運用指針に基づくものであります。さらに市街化の優先性、重要性が検討されまして、検討結果の総論として、市街化区域編入の実現可能性といたしま

して、A、B、Cのスリーランクで位置づけをされております。

比較的早急な市街化区域への編入が望まれておりますランクAにつきましては、野洲駅―篠原駅間の新駅設置にあわせて2カ所、湖南幹線整備にあわせまして3カ所、国道8号バイパス整備にあわせて1カ所が位置づけされております。

この実現性の検証に関しまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、新駅設置につきましては、JR西日本の意向が大きく影響されると思われませんが、現在この新駅設置についてのJR西日本との協議状況、特に新駅の場所や供用開始時期まで煮詰まっているのかどうかを伺います。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、ただいま橋議員のほうから御質問を受けましたまちづくりビジョンに係ります1点目の質問、新駅設置について、JR西日本との協議状況についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、JR西日本とは、まちづくりの観点で随時協議を行っております。新駅設置の構想及びその必要性については一定の認識をいただいているものと、市としては認識をしております。

しかし、新駅整備の事業着手に向けては、新駅周辺の新都市拠点の形成により、新たな受益を創出し、新駅と駅周辺区域の利活用を図ることで、当事業の事業効果を得る必要があります。現地の排水対策、周辺土地の開発のための都市計画区域の用途変更手続、地権者の意向、上下水道整備等のインフラ整備の解決を図ることが必要となるため、現時点においては、具体的な場所や整備時期までは協議には及んでないという状況でございます。

市といたしましては、篠原駅の橋上化を今年3月に終えております。現在は野洲駅南口周辺整備を進めているところでございまして、次の段階といたしまして、これらの課題解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 今、答弁伺わさせていただきますと、新駅設置についてはまだ煮詰まっている状況ではないというふうに判断をさせていただきました。

このまちづくり計画の中身を見てますと、まず、新駅設置については2カ所の候補が選定されています。これからまだ煮詰まっていく点はあるかと思っておりますけれども、1点はちやうど新踏切、祇王小学校の、あそこの近辺、どっちかというところ篠原駅寄りでございます。

すけども。もう一点は、ちょうど昔の給食センターの周辺であると思いますけども。

土地利用の観点から申し上げますと、もう少し篠原駅、申しわけない、野洲駅寄りのほうが土地利用を図れると思うんですけども、ちょうどセンター、篠原駅と野洲駅の間点という形でこの2点が選ばれたと思うんですけども、このまちづくりビジョンを見てますと、この2点のほかに構想図の素案が書かれております。このまちづくり構想図の中に新駅が設置されない、未設置案というのが両方とも、2案とも計上されておりますけども。

そうしますと、このAランクですけども、これでも煮詰めていこうと思うと、平成32年度末にとっても間に合わないとは思うんですけども、そういった意味で、先ほど、部長のほうから将来の拠点構想ということをございましたんで、そういった印象からしますと、平成32年度末は必然的に、私の勘ですよ、外れていく可能性が高いかなという思いあるんですけども、そういった場合はどうでございましょう。どうでございましょうとはあれですけども。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今の橋議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

お手元資料お持ちのように、構想、このまちづくりビジョンをつくらせていただいたときに、後ほどまたAランク、Bランク、Cランクの位置づけについてはお答えをさせていただこうかなと思っております。今、おっしゃっていただきましたように、この位置づけをさせていただくときに15地域、もともとは都市計画マスタープランのほうに位置づけをされておった中を、現時点で評価をさせていただいた内容で、広く皆さんの御意見を伺うということを出させていただいたものでございます。

今、橋議員がおっしゃるように、次期見直しについては、市街化区域の見直しについては、所管は都市建設部のほうでさせていただいております、平成32年度を目途に、今、基礎調査のほうをさせていただいてるというふうに認識をしております。

ただ、ここにまとめさせていただきました内容については、あくまでも今後、長期的な視点に立って、まちづくりの観点でどのように市街化区域を拡大すべきかということをつくらせていただいたものでございますんで、必ずしも平成32年度にAランクのものが全というふうな類いのものではないというふうに御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 答弁ありがとうございました。

私は、どちらかというと、そのための位置づけやと思ってましたんで、Aランクが一番優先されるべきものかなと思っておりました。今、お話を伺いますと、Aランクは優先されるべきものではないという、ニュアンスはちょっと、取り方は違うかもわかりませんけども。

特に私もこういった仕事に携わってまいりました。特に県あたりは、まず事案の進捗、まちづくりの熟度を尋ねてきます。整備手法は2つしかないと思いますね。いわゆる都市区画整理が進んでますか、これ必ず聞かれます、事業認可受けられる予定ございますか。もう一つは民間開発ですね。民間開発、主たる業者決まってますか、地権者の意向はどうですか。

恐らくそういうのを詰めてますと、大分時間がかかるということになりますので、平成28年3月でございますので、それ以後、まだいろんなところでJRとの協議が進んでるかもわかりませんが、まだまだもう少し山を越えなければならないというふうに感じておりますので。特にこのJRの新駅につきましては、今まで最大の課題であった、まず排水問題をどうすんのや。やっぱり開発が進むとなると、排水がもうどうするのというのは必ず問題になっていましたので、まずはそういった課題に向けて進めていただきたいなというふうに、要望はこれはさせていただきます。

次に移ります。

次に、国道8号バイパス整備に合わせた三上1でございますけども。既に国道事業が進められてる状況ではございますが、また、当然ある企業といいますか、この間も一般質問で出ました、いわゆるオリベストさんの移転工事でもございます。野洲栗東国道8号バイパスの完成予定時期をお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の2点目でございますが、国道8号野洲栗東バイパスの完成予定時期についてお答えをさせていただきます。

事業主体の国土交通省からは、予定時期についてはまだ示されてはおりません。このため、市におきましては、平成36年に開催が予定されております国体の2年前である平成34年に供用開始をされるよう、国道8号野洲栗東バイパス整備期成同盟会等において要望をしているという状況でございます。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

今、私伺いますと、平成34年度を目指しているということでございますので、32年度の市街化区域編入については、それなりの妥当性はあるかなというふうに感じております。

昨日の一般質問で山崎議員がお尋ねになったときに、質問されたときに、ちょっと聞きなれない言葉を耳にしました。それは何かといいますと、随時編入という言葉があったんですけども、通常、私も長いこと携わってきましたけども、随時編入というのは余り聞いた文言ではございませんでしたんで。

ただ、昨日の質問でございましたんで、いわゆる質問通告書には明記をいたしておりませんので、これは通常は聞けないですね。無理ですね、これ。

（「はい」の声あり）

○4番（橋 俊明君） それで結構です。私は私なりに昨日いろいろ調べてみました。

この随時編入というのは、通常、今ですと6年から8年かけて定期的に、大津湖南なりに市街化区域の編入はされているということでございますけども、特殊な事情で先行してやれるというのが随時編入というふうに私は感じておりました。

このような事案はなぜ生まれてきたのか、採択されたのか。いわゆるオリベストさんに移転していただこうと思うと、当然これは移転先が必要でございますので、今からそれを市街化編入してやっていると時間がかかるということで、これを先行されたというふうに私は感じておりました。まさしくそのとおりでろう思いますけども。

いろいろ私なりに調べてみますと、今まで滋賀県下でこのような状況が、随時編入が認められた例はあるのかと。余りしゃべり過ぎですか。

○議長（矢野隆行君） いいですよ。続けてください。

○4番（橋 俊明君） わかりました。

認められた例があるのか調べてみましたら、米原市さんの工業団地のほうで1件あるそうでございますけども、非常に特殊な例だということでございました。

当然市街化区域というのは市がやみくもに要望しても認められない、我々もそうですが、先ほど言いましたけども、いわゆる区画整理の進捗はありますか、事業認可はされてますか、開発事業は、いわゆる民間開発は進みますかというのは当然言われてますので。

私一番思たんは、大津湖南という要望の枠組みは、市外区域の編入の枠組みありますね。

それにいわゆる今回先行して認められたというのがございますので、そうすると必然的に残りの枠は狭まるのではないかな。という、ランクづけの位置づけがもっと難しくなるのではないかなというふうに感じておりました。これはあくまでも感じでございますので。

もう一つは、都市計画審議会、当然市でもございますし、県でもございます。こういった特殊な事例は当然審議、諮問はあるんですかという形で、きのう終わってからたまたま都市建設のほうへ尋ねていきました。当然そういうのはございますと、当然諮問してきちっと合意を得た上で進めておりますということでございましたので、この国道8号につきましては早期に進めていただいて、オリベストさんの移転もきちっと予定をしょか、しょかといいますか、事業を進めていただきまして、残りの編入区域が順調に進むように要望させていただきます。

次に、湖南幹線に移っていきたいと思うんですけども、この湖南幹線につきまして、野洲川の架橋、これは直轄河川でございますので、かなり時間がかかると思うんですけども、この架橋工事を含めて完成はいつごろになるのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、橋議員からの3点目でございます。大津湖南幹線の完成時期についてお答えをさせていただきます。

現在、守山市の琵琶湖大橋取り付け道路から比留田地先の県道野洲中主線の交差点までの区間を、滋賀県において事業に取り組んでいただいておりますが、平成35年度末に供用を目途として事業推進をされているところでございます。

なお、工事につきましては、今年度から野洲川工区及び比江工区におきまして工事の予定でございます。来年度より野洲川の架橋工事を予定されているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 湖南幹線につきましては、平成35年度を目標に進めておられるということでございました。これを今後、32年度末のスケジュール的にはちょっとやっぱり厳しいなという思いがあるんですけども、全体的なバランスもございますので。特に今、この地区につきましても、特に比留田地先の沿道も、先ほど出てきましたけども、非常に勾配の取りにくい、新川やら排水の問題もございますので、そういったものも今後重要な課題になろうかと思っておりますので。これはあくまでも要望にさせていただきますので、よ



ろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目に移りますけれども。今、申し上げました野洲―篠原間の新駅設置、国道8号バイパス、湖南幹線供用開始を考えると、まだまだ供用開始などの不確定な要素もございますので、市街化編入が少し早いような気も私はします。そこで、なぜ比較的早急な編入が望まれるAランクを位置づけされたのかを、理由をお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 4点目の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思ひます。まちづくりビジョンの中で、Aランクとして位置づけをさせていただいた5地区ございます。これが、今の状況からするとちょっと早いん違うかというふうなことでございまして。

先ほどお答えの中にもさせていただいたんですけれども、議員がおっしゃっておられます平成32年度に実施されます大津湖南都市計画区域の区域区分の定期見直しのですね、これの検討をするに当たっての資料という形でも御利用はいただいているのは確かでございます。

しかしながら、もともとこのまちづくりビジョンをつくった経緯というのが、先ほども申し上げましたように、人口減少に歯どめをかける、そして定住促進を図ることを目的に長期的な視点で市街化区域の一層の確保を進めていくための構想として策定をさせていただいたものでございます。そうでございますから、今後の各地区におけるまちづくりの進捗状況に応じて、順次市街化区域編入の実現に向けた検討を進めていく際の資料というふうな活用をしていきたいというふうに考えております。

今、まず、Aランクの位置づけということをお聞きいただいておりますので、ちょっと述べさせていただきたいというふうに思ひます。

まず、このビジョンの中では、比較的早急な市街化区域編入が望まれるというのをランクAというふうにさせていただいたものが5地区ございます。その位置づけの理由につきましては、先ほど橋議員のほうから冒頭御質問にありましたように、総合計画、そして国土利用計画、都市計画マスタープランといった上位関連計画での位置づけ、そして、市街化区域の考え方でありまして、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての位置づけ、そして開発のポテンシャル等の市街化の優先性、重要性、これらについて総合的に検証して、長期的な視点で実現可能性の優先順位を設定したものでございます。

したがいまして、特にランク A に指定させていただいた 5 地区については、全てのまちづくりの観点から、特にその必要性が高い地区としての位置づけをさせていただいたというふうに御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。

これから、もう 3 2 年度末といいますともう 2 年数カ月、恐らく A ランクから B ランク、その中に絞り込みを終えて、これから進めていかれると思うんですけども、絞り込みは非常に厳しくなる、難しくなるかな。

というのは、全て事業が絡んできますので、そこら辺は当然我々も、我々はもう見るしかございませんので、いろんな意見はさせてもらうかもわかりませんが、しかるべき都市計画審議会なりにお諮りをいただいて進めていただくということになりますので、そこら辺でまた、まだかもうわかりませんが、2 年数カ月でございますので、ここら辺の進捗をきちっと見きわめていきたいなというふうに考えております。

それでは、次に、5 点目でございますけども、一方、B ランクの入町につきましては、篠原駅南口が既にもう完成をしております。そして、近江八幡地先ではございますが、停車場線まで完成しているというような状況でございます。近江八幡側は市街化区域でございますので、駐車場なり、そういった様相が大分変わってまいりました。入町地先につきましては、J R 下の排水問題はございますが、市街化の優先性、重要性では早急な対応が必要であるとはっきりと明記をされております。

ただ、実現可能性の欄で、地元意向の熟度が低いとありますが、これは私が地元入町自治会長から確認した結果とは少し異なっておりますので、この地元意向の熟度が低いという結論に至った経緯をお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、5 点目でございます。篠原駅からの周辺地域ですね、の今のランクをランク B にさせていただいてる。もともとこのまちづくりビジョンを策定させていただいた経過から申し上げさせていただきますと、策定過程で、当然今、橋議員おっしゃるように、J R 野洲駅及びアクセス道路の整備、これはもう今現時点、アクセス道路は途中でございますけれど、整備させていただいております。

そういう観点から、駅直近部の利便性を生かした居住機能の拡充が期待できるというこ

とから、市街化区域編入の実現性、可能性の高い地区、ランクAとして当初位置づけをさせていただきます。

ここをA地区とさせていただいて、実は平成28年2月になるんですけど、昨年2月にこの案をパブリックコメントにかけさせていただきました。そのときに入町の自治会長さんのほうから、市に対しまして御意見をいただいたという経過がございます。御意見の内容が、具体的な課題や地区内の合意形成が難しい、困難であるというふうな御意見をこちらのほうに頂戴をしました。

これを市としては受けまして、先ほどから申し上げてます重要性、あるいは必要性の部門では高い位置づけがございますけれど、地元の意向が今、申し上げたような意向でございましたので、内部で検討させていただきまして、ランクのほうをBという形にさせていただいたという経過がございます。

ただ、先ほどから申し上げてますように、当然ランク的にはA、B、C、分けて15地域をランクづけしておりますけれど、必ずしもその順番どおりにということではないというふうには我々も認識をしております。

ということからしますと、今の当地域を考えますと、先ほどから申し上げてます篠原駅からは直近部であり、そして、南口の整備に伴う市街地化のポテンシャルにつきましては、一定高いというふうに認識をしております。ですから、十分に今後市街化区域編入の実現可能性は高いものやというふうな認識をさせていただいておりますので、今後、地権者の方、あるいは地元自治会の皆様の意向を踏まえながら、状況に応じて段階的に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 答弁ありがとうございます。

今、篠原駅周辺は、特に南口は大きく変貌しております。南口が開設された、それと停車場線が完成したという形で、地権者の皆さんも当然期待感を持っておられますし、ある程度期待された面もございますので、そういった点も踏まえて、恐らくこれからこのまちづくりビジョンで市街化区域編入の実現可能性の整理、これからもっと整理をされて熟度を高めていかれると思いますので、その中で、いろんな議論がされていくものというふうに考えておりますので、そういった点も含めましてよろしくお願ひしたいと思っております。

○政策調整部長（寺田実好君） 議長、済みません。ちょっと1点訂正をさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 訂正。じゃあ政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） ありがとうございます。済みません。

先ほど私JR篠原駅と申すべきところを野洲駅と申し上げたそうでございますので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 私も先ほど可能性が高いと聞きまして、あれ、野洲駅、篠原駅、大分違うなと思いましたが、訂正でございますね。はい、結構でございます。

それでは、続きまして、6点目を伺わせていただきます。

私も前回の市街化区域編入に携わってまいりました。当然先ほど言いました整備手法、県は当時整備手法を、どこまで熟度が高まっているか、まちづくりの熟度が高まっているか、これに非常に注目をされておりました。区画整理でいきますと、先ほど、かかわりますけれども、どこまで進みますか、事業認可目前ですか、どれぐらいの賛成率がございませうか、民間開発ですと、どこの業者決まりましたか、どこまで煮詰まっていますか、市街化、いわゆる地権者の意向はどうですか、どこまで、何%ぐらいですかっちはっきり言いますね。それをもとに県の担当者は整備局のほうに、同じ回答を持って詰めにいくというように私は印象を受けました。

前回の市街化区域編入で市街化区域、こういった苦勞をして市街化区域になりましたが、いまだに開発に着手されていない市道市三宅北桜線とJR琵琶湖線の北西地域につきましては、まだ開発に至っていない現状でございます。なぜ開発に至っていないのか、何が支障になってんのかをお尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の6点目でございますが、前回の市街化区域編入で市街化区域となった区域での民間開発についてということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

当地域につきましては、ほぼ全員の地権者から、平成7年に市街化区域への編入の要望書が提出をされ、平成11年12月には、旧町における市街化編入予定地区の素案としてまとめ、県に提出をしております。

平成12年2月には、土地区画整理事業に賛同することを前提とした市街化区域への編入の要望書が改めて提出をされましたが、記録では農地の転用に向けた関係部局との協議

が整わず、平成13年7月に編入を断念したことになっており、平成14年4月30日の第4回大津湖南都市計画定期見直しでの市街化拡大地区には含まれておりません。

その後、平成20年6月から、市において第5回定期見直しに向けまして、都市計画マスタープランに示す全ての地区をもとに素案の検討を始めておりまして、この時点で、当地区につきましては、市として平成12年の要望を踏まえた組合施行による土地区画整理事業での事業展開を前提としておりました。

その後、地区の選定経過といたしましては、まず、平成20年9月に9地区を候補地として選定をしまして、平成22年3月には、企業立地促進法の指定区域を断念するなど、7地区の絞り込みを行っております。

この7地区につきましては、市三宅東部区画整理事業の一部地域0.1ヘクタール、市街化調整区域の地区計画として定めた細流の郷地区計画区域の1.8ヘクタール、当地区である市三宅、行畑、野洲地区の17.4ヘクタール、副都心拠点として位置づけられる、いわゆるサブゾーン地区49.9ヘクタール、大篠原鷺坪地区10.7ヘクタール、国道8号バイパス沿いの妙光寺地区7.4ヘクタール、西河原、小比江地区の14.5ヘクタールでございました。

その後、平成22年4月には、県との事前協議等を踏まえ、市三宅東部区画整理事業地の一部地域、当地区である市三宅、行畑、野洲地区及び西河原、小比江の特定保留地区の3地区につきまして、市として庁内合意を経て絞り込みを行っております。

このうち市三宅、行畑、野洲地区につきましては、平成22年12月16日付で、地権者代表から、今回は民間開発事業者が示した大規模小売店と一部戸建て住宅の事業概要と土地利用につきましておおむね全員の地権者が賛同し、民間活力による整備手法により、当該開発事業を推進するに当たり、今後の市街化区域への編入についての要望書が提出されました。

その後、具体的な都市計画決定に向けた手続としまして、平成22年12月20日に開催をしました本市の都市計画審議会におきまして、市として7地区から3地区に絞り込み、市三宅東部区画整理事業の一部地域、市三宅、行畑、野洲地区及び西河原、小比江の特定保留地区を予定地とすることを報告しております。

なお、西河原、小比江の特定保留地区につきましては、地権者説明会等を経て、平成23年2月に、土地区画整理事業による具体的な事業計画がないことなどから断念をしております。

その後、平成23年4月15日に開催しました本市の都市計画審議会におきまして、区域区分の見直しについて諮問をし、市三宅東部区画整理事業の一部地域、0.1ヘクタールについては、区画整理事業と一体的に整備を進めることであることと、市三宅、行畑、野洲地区17.4ヘクタールにつきましては、市の長期計画である都市計画マスタープランで位置づけされていることと、野洲駅から近く、交差する都市計画道路の2路線が整備済みであるというようなことから、既に沿道利用を中心に一部市街化が進んでいる状況のほか、地区計画制度を活用し、民間活力による整備手法を地権者の総意として選択をされた要望経緯を踏まえ、熟度の高いものとしまして、区域区分の見直しの野洲市の素案とすることについて了承され、答申をいただいております。

引き続き、平成24年1月27日に開催をしました本市の都市計画審議会では、市三宅、行畑、野洲地区17.4ヘクタールの地区計画の原案が承認されております。

これら地区計画と用途地域について、本市において、また、市街化区域に編入する区域区分の見直しを県において、いずれも平成24年3月28日に決定をされたものでございます。

この市三宅、行畑、野洲地区の地区計画のうち、当地区であるC地区につきましては、商業系を中心とした土地利用を図り、にぎわい、安全、快適性の高い施設等の適正な配置を図ることを土地利用方針とした地区計画で、用途地域を近隣商業地域としているところでございます。

その後の経緯といたしまして、民間開発事業者1社目につきましては、市街化区域編入以前から地元等で開発協議がございまして、平成24年7月に開発事前審査願が提出をされましたが、地権者との合意に至らず、平成25年7月に撤退をされました。

2社目につきましては、開発事前審査願の提出がないままに、平成27年1月に撤退をされております。

3社目につきましては、平成27年2月に開発事前審査願が出されたものの、市からの用件通知書に記載されているとおり、おおむね1年以内での要件処理がされなかったことから返却をし、平成28年8月に再提出をされたものの、最終的には平成29年2月に、地権者との合意に至らなかったことなどを理由に撤退をされました。

現在、4社目となる新たな開発事業者から、平成29年3月に開発事前審査願が提出をされております。

なお、開発協議の進捗状況やその中での支障となっている具体的な事項につきましては、

民間開発事業者にとっては企業情報となることから答弁を控えさせていただきたいと思いますが、現状では、地権者の合意、関係機関協議等が整っていないという状況でございます。平成22年の地権者の要望を受けて、市が決定しました地区計画の方針に基づく民間開発が進んでいないことも事実でございます。

こうした事実と客観的状況を踏まえまして、このまま現状が打開されない場合は、平成32年度に予定されている次回の大津湖南都市計画の区域区分の定期見直しに支障が出てくるおそれも考えられますとともに、事業認可を受けています雨水幹線事業の推進など、今後の都市基盤整備の推進に向けて深刻な事態も想定される状況であると、このように言えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋 俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 丁寧なる答弁いただきましてありがとうございます。

私が特に言いたかった点は、当時私も部長としていろいろと交渉をしまいいりました。あの時点ではおおむね全員の地権者の了解は得ているという、それを担保に我々は県に持って行きました。ところが、今現状を見てみると、やはり手つかずやというのは県に対するこれは裏切り行為に近いと私は思っています。もう顔が向けられないというようなことまで考えておりますけども。

こういったことを踏まえて次の展開に進むべきではないかなと思っておりますので、逆線引きとは、そんなことはとても言いませんけども、次の平成32年末の篠原区域の編入にも、今、部長から言われましたとおり、大きく支障が出る可能性が高うございますので、そういったあたりはきちっと業者さんを指導して、何とか4社目の方が成功に導いていただくように、この場をかりましてお願いをしておきたいなと思っております。

この話はこれでおしまいにさせていただきます。2点目の国道8号線整備の妙光寺以東の先線につきまして質問をさせていただきます。

国道8号整備につきましては、現在滋賀県の東方面として、長浜市から西に向けて整備が進められようとしております。整備促進を図るため協議会が設けられていると聞き及んでおります。この協議会の名称、構成市町、道路整備の基本的な考え方、特に現道拡幅案なのかバイパス案なのか、基本的な方向性をお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

（「ここ、ここ」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 移動をお願いします。

○都市建設部長（小山日出夫君） 失礼しました。

それでは、橋議員の国道8号整備の妙光寺以東の先線についてということで、1点目でございます。他協議会の名称等についてというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

滋賀県内におきまして、本市が加盟している国道8号野洲栗東バイパス整備促進期成同盟会以外で2つの同盟会が設立をされております。

1つ目に、彦根市長が会長市であります国道8号バイパス建設促進期成同盟会につきましては、彦根市、多賀町、東近江市、甲良町、豊郷町及び愛荘町の2市4町で構成をされておまして、国体のアクセス道路として米原バイパスの早期竣工、彦根市から東近江市までのバイパスによる早期事業化等整備促進の御要望をされております。

2つ目に、近江八幡市長が会長市であります国道8号（東近江区間）整備促進期成同盟会につきましては、近江八幡市、東近江市、竜王町及び愛荘町の2市2町で構成をされておまして、地理的条件を考慮しながら、バイパスにこだわらず、東近江区間の抜本的な渋滞解消に向けた整備促進の要望をされております。

また、いずれの協議会においても、道路整備が着実に進められるよう、財源確保については強く要望をされておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 今、野洲よりも東方面につきましては、国道8号バイパスの整備の進め方を答弁を受けました。どちらかというバイパス案にはこだわらない、現道拡幅案でも決めておられない。とりあえず事業の早期の進捗を図るというような目的で、これからそのルートを決められるのかなという気はしますけども、それによってまた野洲にも多方面に影響があるかと思っておりますので、そこら辺は2点目のほうでお尋ねさせていただきたいなと思っておりますけども。

国道8号線の妙光寺以東、東方面につきましてはの考え方はいろいろあると思われませんが、現道拡幅案は、小堤、大篠原、入町につきましては、受け入れは厳しいものと思われまして。バイパス案を考えるのであれば、この地域はバイパスを受け入れるだけの土地スペースが山手側でございますので、環境面への配慮の手だてを考慮していただければ、バイパス案は現道拡幅案よりもベターであると私は考えております。



もし仮にバイパスを考えるのであれば、ルートとして避けなければならないコントロールポイントとしましては、野洲中学校、村田製作所、新クリーンセンターなどが考えられます。また、先ほどの協議会での竜王町との結節点をどこにするのかによって、そのルートも影響を受けることになります。

先述の、先ほど述べました、篠原学区の3自治会長につきましては、そういった点も踏まえまして、国土交通省に妙光寺以東の国道8号線整備のルート選定の調査を実施するように望まれております。

まだ野洲栗東バイパスが動き出したところではないかという意見もあると思いますが、このようなビッグプロジェクトにつきましては、地元の機運を的確につかまなければ進まないということを私どもは野洲栗東バイパスで学んでおりますので、その教訓を生かさなければならぬというふうに考えているところでございます。

そういった点を踏まえまして、国土交通省に調査費をつけることが可能かどうか、また、そのようなタイミングなのかどうかをお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、橋議員の2点目の御質問でございます。国土交通省への対応についてお答えをさせていただきます。

篠原学区における国道8号の渋滞状況につきましては、朝夕を中心に慢性化しておりまして、沿線の住民の方は自宅からの出入りに時間を要したり、渋滞を避けるために市道等の生活道路に車両が流入するなど、生活環境が悪化をしております。野洲栗東バイパス同様、早期に対応する必要があると、このように認識をしております。

市におきましては、以前より大津湖南地域幹線道路整備促進協議会及び市の独自要望においても、国土交通省及び滋賀県に対しまして、先線を事業化検討路線として進めていただくよう要望を行っているところでございます。

調査費をつけることができるか、検討路線に選定されるかどうかは、事業主体でございますが国土交通省において決められるところでございます。お答えできませんが、野洲栗東バイパスが供用開始された後、先線の渋滞も予想されることから、道路整備の必要性を引き続き積極的かつ重点的に要望してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） ありがとうございます。積極的かつ重点的に要望していくという力強い答弁を得ましたので、ありがとうございます。

実は、国道8号線につきましては、現在都市計画決定につきましては、手原大篠原線という形で計画決定が各区间で、現在の国道8号線の各区间で計画決定が打たれております。

そういったことで、私のほうにも影響がございますので、そのころまで長生きはしてないと思いますけども、そういったことも踏まえまして、これからも積極的に御支援をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告13号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 12番、鈴木でございます。私は市有地の適正管理についてお尋ねをしたいと思います。

山仲市長におきましては、常日ごろにより住民の機能向上に尽力を尽くしていただきましてありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、国においては森友学園用地売却に端を発し、国有財産売却を厳格化するなど、財務省は国有財産の処分の手続見直し案を発表するなど、全ての随意契約で売却価格を公表するなど、透明性、客観性を高め、また、文書管理の徹底も明記し、財政制度等審議会の分科会で検討し、来年にも運用を始める方向で調整をされております。

本市におきましても、市民の貴重な資産を民間企業に無償で貸与したというような経緯もございます。その経緯をここにいらっしゃる議員の皆さんの大半が御存じございませんので、私のほうからその経緯を説明させていただきたいと思います。

まず、私が申し上げるのは、今、野洲駅前野洲市民病院を中心としたコンパクトシティを形成していくというところの用地でございます。これは12年前になりますが、平成17年5月11日にアサヒビール（株）から市に対し、当時のCブロックですね、Cブロックという土地の購入打診がございました。

平成17年7月5日に、市がアサヒビールに対し、購入しないという回答を行っております。この間で私と私の同僚議員が野洲市に、今のこのCブロックの土地をアサヒが、暫定価格ではございますが、3億円で購入してくれというニュースをすぐさま私は聞きまして、そしてまた、その同僚議員と2人が当時の市長に、ここは絶対に将来的に市にとって大切な土地だから買ってはどうかということを私は申し上げました。

ところが当時の首長は、今、市において将来的な計画がないから、その用地は買えない

というようなことの返事がございました。しかしながら、当時の首長はそういうようなことを私と同僚の議員に申し上げられましたが、このCブロックにおきましては、平成14年5月の最終報告に基づきますと、アサヒビール所有地を含めたCブロックの公共公益施設、商業施設等の市が整備計画にもあったにもかかわらず、売却提案を断つたというような経緯がございます。そうした経緯があるにもかかわらず、当時の首長は、市が将来的に使うことはないからというようなことで私と同僚議員に申し上げたことはいまだに忘れることができません。

そしてまた、平成17年11月に、アサヒビールが市の断ったCブロックを民間企業に売却しております。今、申し上げましたCブロックですね。それを、平成17年11月にCブロックを民間企業に売却してます。そして、平成18年7月に、Cブロックにマンションが建ちました。そして、そのマンション確認が平成18年12月に用途区域を、当時このCブロックは近隣商業だったんですね、それを18年12月に商業区域に変更されるんですよ。

この当時、私も都市計画審議会の委員でございまして、後で、これから申し上げましたような経緯があるということは全く存じないままに私は、当然駅前土地ですから、近隣商業区域ではだめだと、当然商業区域にするべきというようなことで、私は都市計画審議会で商業区域にするということについては賛成をいたしました。

しかしながら、平成18年6月に、申請者から建築予定地の、今のこのマンションですね、予定地の容積率が、近隣商業区域ですから、200%ですね、容積率が。200%のため、所有地だけでは計画のマンション建築ができないことから、隣接する市有地、今、私が全体的に申し上げてますCブロックの一時利用の依頼書が提出され、市長決裁を経て、開発区域とすることを承諾しております。

その後、用途変更の手続が平成18年2月に完了し、商業区域にいたしましたから、当然容積率が400%になります。近隣商業は200です。ところが、商業区域は400%です。倍になるわけですね、容積率が。平成19年1月に建築確認の変更届がありまして、建築確認の交付がされております。

このまた市民の大事な財産を一開発業者に無料で、議会の手続も経ずに貸しているということがございます。このさまざまなことを問題点として総括していきますと、マンション建設に係る市有地の使用承諾については、本来行政財産である土地にもかかわらず、行政財産として使用する担当課が普通財産扱いとし使用承諾を行い、先ほど申し上げました

議会の議決を経ず貸し付け、無償でですね、貸し付けされたこと。

一方、地方自治法、行政財産は貸し付けできないことから、普通財産に変更した上で議会の議決を経てから貸し付けする必要があるということが問題点として大きく上がっております。

こうしたことから、私が今回お聞きするのは、その前に、このCブロックの中にマンションが建設されました。そして、市の施設と建設されたマンションの間に農業用水路が走ってございました、JRの施策によってね、農業用水路が。本来なら、その農業水路を改修するに当たっては、通常民間業者、また個人が開発するに当たっては、どんな場合でも受益者負担という原則が全てだったんですね、受益者負担。

ところが、この水路改修におきまして、全部これ市が持っているんですよ。だから、受益者負担の原理をその場でもう外してしまってるという反したことになっておったわけです。そこで、以前に私が今、申し上げました、このような事例があるが、現在市有地の適正管理はまずどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） お尋ねの現在の市有地の適正管理ということでございます。

現在市有地の管理及び処分等につきましては、野洲市公有財産管理規則に基づきまして管理及び処分の処理を行っているところでございます。

売却をするときには、予定価格及び面積によって不動産鑑定評価額以上で行っております。また、貸し付けをする場合には、近傍同種の固定資産評価額をもとに行っております。規模が大きくなった場合は、あるいは特殊なケースにつきましては、その都度野洲市公有財産審議委員会に諮り、調査、審議を行って適切な執行に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま総務部長が申されました回答というのは、これは私が今、申し上げました以前からのこういう何があったわけですね。今、部長が申されました適正に処理してますということが、平成17年以前にも私はあった記憶してるんですよ。常識的なもんです、今、部長がおっしゃったのは。当たり前のことですよ、市民の財産を守っていく上での売却貸し付けについては。当たり前のことですよ、平成17年以前にもあったはずですよ。あったにもかかわらずこういう問題が起きてるわけなんですよ。違いますか。どうですか。お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） そのときにはあったんですね、はい。あったんです。ありました。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） だから、今さら、かしこまって、そら言わんならんさかいに言うとするやろうと思うねけど、それはそんでよろしいですわ。

私の申し上げたいのは、今、あなたたちを責めるわけじゃないんですよ。あなたたちの先輩がこのようなことをされてたんですよ。あなたたちのせいじゃないんです。あなたたちの先輩がこのようなことをされてたということを私は申し上げときます。よろしいですか、総務部長。

（「はい」の声あり）

○12番（鈴木市朗君） これからは市有地の適正管理については肝に銘じてやってくださいよ。

それでは、次に移ります。

市有地に土地使用承諾書を、平成15年ごろだと私は思っておりますが、この年度は定かではありません。承諾書を発行している土地がありますが、その土地に正当な理由があってこの使用承諾書というものを、市民の財産に対して使用承諾書というのは発行される、これが現実なんです。

どうしてそういうようなことが、我々知らんところで行われてるわけですよ、私も議員生活してかれこれ、私今9期目になりますが、こんな全然知りませんよ。知らん中でこういうことが起こってるわけなんですかね。これは一体どういうことなんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） ただいまの御質問なんですけど、11月28日に議員から議会事務局を通して提供くださいました不動産会社の広告で、戸建て住宅の紹介文の中に、当該敷地の隣接地である野洲市所有地の土地使用承諾書を取得しており、同敷地を含めて建築確認申請が可能とするという文言が掲載されてるという件のことをおっしゃってるという前提で進めさせていただきますと、確かに平成15年度に土地使用承諾書を出しております。それにつきましては、該当する市有地の隣接地に住宅を建設されるに当たりまして、建築基準法上の接道として使用承諾を不動産会社から求められまして、対応したものだと思われまます。

その市有地につきましては、既に公衆用道路として登記されておまして、そこにあえて道、接道ですね、道として使用承諾するという事は、今から考えると、どういうことをしてたのかなということも、意味のないようなことのように思われます。

ただ、現況道でありまして、求めに応じて使用承諾をしたものというふうに推測をされます。

なお、提供いただいた広告文書の中には、道としての使用だけでなく、みずからの敷地として市が容認しているような表現がありますが、これは事実ではございませんので、担当部局から当該不動産会社さんに異議を申し立てましたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 現在は公衆用道路になっているということなんですね。

○総務部長（上田裕晶君） 当時は。

○12番（鈴木市朗君） 当時はね。

○総務部長（上田裕晶君） 当時。

○12番（鈴木市朗君） はい。当時はね。

○総務部長（上田裕晶君） はい。

○12番（鈴木市朗君） その公衆用道路に対して使用承諾書を発行してるわけなんですね。当該この使用承諾書を出してる公衆用道路の面積はどのぐらいなんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） ちょっと今、手元にございませぬ。失礼します。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） わかり次第。はい。当然。

○総務部長（上田裕晶君） 済みませぬ、資料持ってきてもらいました。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 94.46平米でございます。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 例えば、これが1つのええ例なんですけど、ほかの案件で今後こういうような事案があれば、接道条件で満たしてないような事案があれば、そこに市有地なんか絡んでた場合、使用承諾書というのを発行されるんですか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 基本的には市道、市道ですね、市道認定なりをするほうが先なのかなと思いますので、原則的には、はいはいという、出すものではないと思います。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 市道認定というのは、接道条件に係る、建築するのにこれは第一条件なんですよ。いや、市道認定というのは、当然認定するまでに条件があるわね、条件が。今、市道認定するには6メートル、これ当然必要ですわな。そうでしょう。ほんで、突き当たりやったら回転広場が8メートル四方要りますわね。そういうときに、例えば市道にかかった場合やったら、そういうようなことに協力されるんですかということを知りたいんですけど。

○議長（矢野隆行君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いい発見をお知らせいただきありがとうございます。私全く知らないことで、今回質問があって、部長が答えると言うてはったんです、気になるんで、あえて、部長答弁は私一切もう関与してないんですけどね、気になるものだけは説明に来てるといふことで、これも聞きました。

市道に接続した道路なんですけども、冒頭に部長が答えましたように、意味のない文書を出してるわけです。ですから、市道があって、また残地が存在して。でも、これは公衆用道路ですから、いわゆる里道扱いになります。そこは誰でも通れますから。ここの使用承諾というのは道路として使ってよろしいよということですから、全く意味のない文書を当時出してるわけですね。ただ、あそこには何か効力があつたはずなんですけども、そこはこの場では置いときますけども。

ですから、こういう要望があつたら文書は、このケースであれば、私の判断だったら文書は出しません、出す必要はないですから。今後もと言われても出しません。これがお答えです。

○議長（矢野隆行君） 鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） それは当然のことだと思います。私はそう思います。

私もこういうものは本当に見ないほうなんですけど、たまたまぱっと目を通したら、市有地に使用承諾書をいただいているというようなことがありましたから。そしてまた、使用承諾を出して、そういうようなことを発信しておられるおうちね、おうちに私は迷惑がかかると困られるから、そして、場所とかそういうのは伏せて、今こうして話をしてるんですよ。やはり事情があつてこういうような情報を流しておられるねんから。そうでしょう。

だから、御迷惑のかからない範囲で、今、市有地ですから市民の財産ですので、それは大事に扱っていただくように、この機会を利用してお願いをいたします。今の病院を中心としたコンパクトシティの以前も話をしましたが、そういうことが今後ないようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から12月21日までの13日間は休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、明9日から12月21日までの13日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る12月22日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。（午後2時14分 散会）



野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年12月8日

野洲市議会議長 矢野 隆行

署名議員 津村 俊二

署名議員 田中 陽介